

## (2) 環境関係法律等に係る項目

### ア 環境基本法に基づく環境基準及び類型指定状況

#### (ア) 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、人が通常生活する地域において、表 3-3-2-1 に示す項目及び基準（維持されることが望ましい目標値）が設定されている。

ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、基準は適用しない。

表 3-3-2-1 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境基準	環境基準達成状況の判断	
	環境上の条件	短期的評価	長期的評価
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	—	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	—	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	—	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	—	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	—	
備考) 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3 微小粒子状物質の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器による方法により測定した場合における測定値によるものとする。 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 5 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 6 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され、又は早期達成に努めるものとする。			

昭和48年 5月 8日 環境庁告示第25号(二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)  
 昭和53年 7月11日 環境庁告示第38号(二酸化窒素)  
 平成 9年 2月 4日 環境庁告示第 4号(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)  
 平成21年 9月 9日 環境省告示第33号(微小粒子状物質)

(イ) 騒音

騒音に係る環境基準については、道路に面する地域とそれ以外の地域とで類型及び区分に応じた基準値を設定している。

道路に面する地域以外の地域の基準を表 3-3-2-2 に示す。

また、道路に面する地域の基準を表 3-3-2-3 に、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準を表 3-3-2-4 に示す。

札幌市ではこれらの環境基準を適用すべき地域類型の指定を行っており、影響範囲（騒音・振動）の騒音に係る類型指定状況を図 3-3-2-1 に示す。

事業実施区域は、騒音に係る環境基準の指定地域外に位置している。

表 3-3-2-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値（デシベル）	
	昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
A	55 以下	45 以下
B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

注) A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域  
 B：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域  
 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 3-3-2-3 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値（デシベル）	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

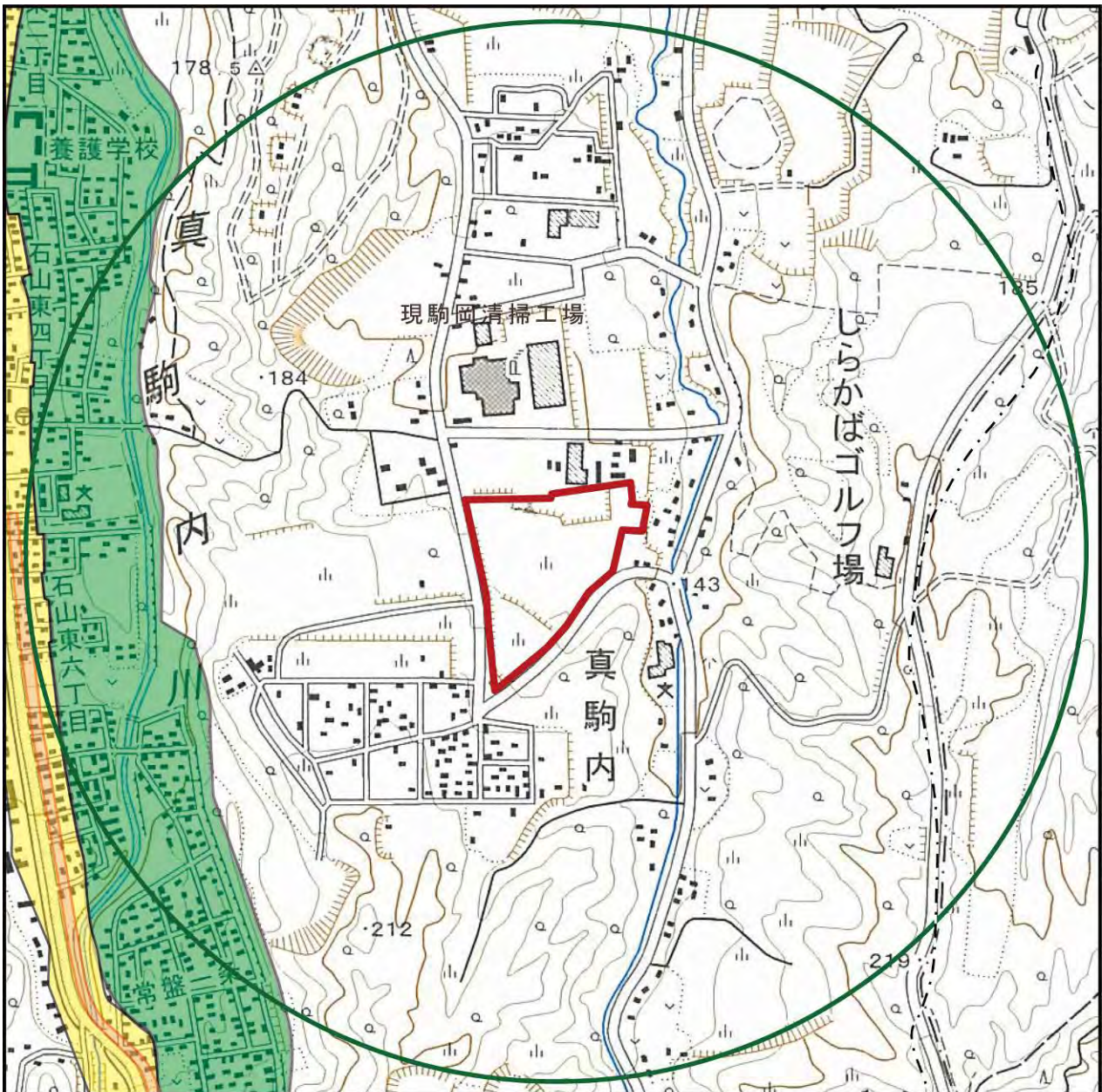
備考) 1 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。  
 2 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

表 3-3-2-4 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値（デシベル）	
昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
70 以下	65 以下

備考) 1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。  
 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル  
 ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル  
 2 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。

平成10年9月30日 環境庁告示第64号  
 平成17年5月26日 環境省告示第45号

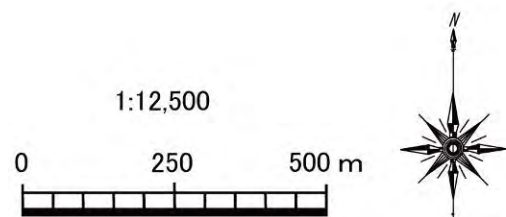


凡 例	
	事業実施区域
	区 界
	影響範囲 (騒音・振動)
	A 類 型
	B 類 型

図 3-3-2-1

騒音に係る環境基準の類型指定地域図

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：札幌市環境局環境都市推進部「平成26年度 札幌市環境白書」（平成27年1月）

(ウ) 水質

水質汚濁に係る環境基準について、人の健康の保護に関する環境基準を表 3-3-2-5 に、生活環境の保全に関する環境基準を表 3-3-2-6 に示す。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に一律に適用され、生活環境の保全に関する環境基準は、利水目的に応じて知事が指定する水域類型ごとに適用される。

水生生物の保全に関する環境基準を、表 3-3-2-7 に示す。

札幌市内の河川において、平成 26 年 3 月 25 日現在、水生生物保全に係る環境基準の類型指定地点はない。

影響範囲(工事濁水)における水域類型の指定状況を、表 3-3-2-8 及び図 3-3-2-2 に示す。精進川全域及び真駒内川全域について、河川の環境基準 A 類型が指定されている。

表 3-3-2-5 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		
備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

- 昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
- 平成11年 2月22日 環境庁告示第14号(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)
- 平成21年11月30日 環境省告示第78号(1,1-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン)
- 平成23年10月27日 環境省告示第94号(カドミウム)
- 平成26年11月17日 環境省告示第126号(トリクロロエチレン)

表 3-3-2-6 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50mg/l 以下	5 mg/l 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/l 以上	—
備考) 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。						

- 注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

平成20年 4月 1日 環境省告示第40号

表 3-3-2-7 水生生物の保全に関する環境基準

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.0006 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.04 mg/ℓ 以下

備考) 基準値は年間平均値とする。

平成15年11月 5日 環境省告示第123号  
 平成21年11月30日 環境省告示第 78号  
 平成24年 8月22日 環境省告示第127号  
 平成25年 3月27日 環境省告示第 30号

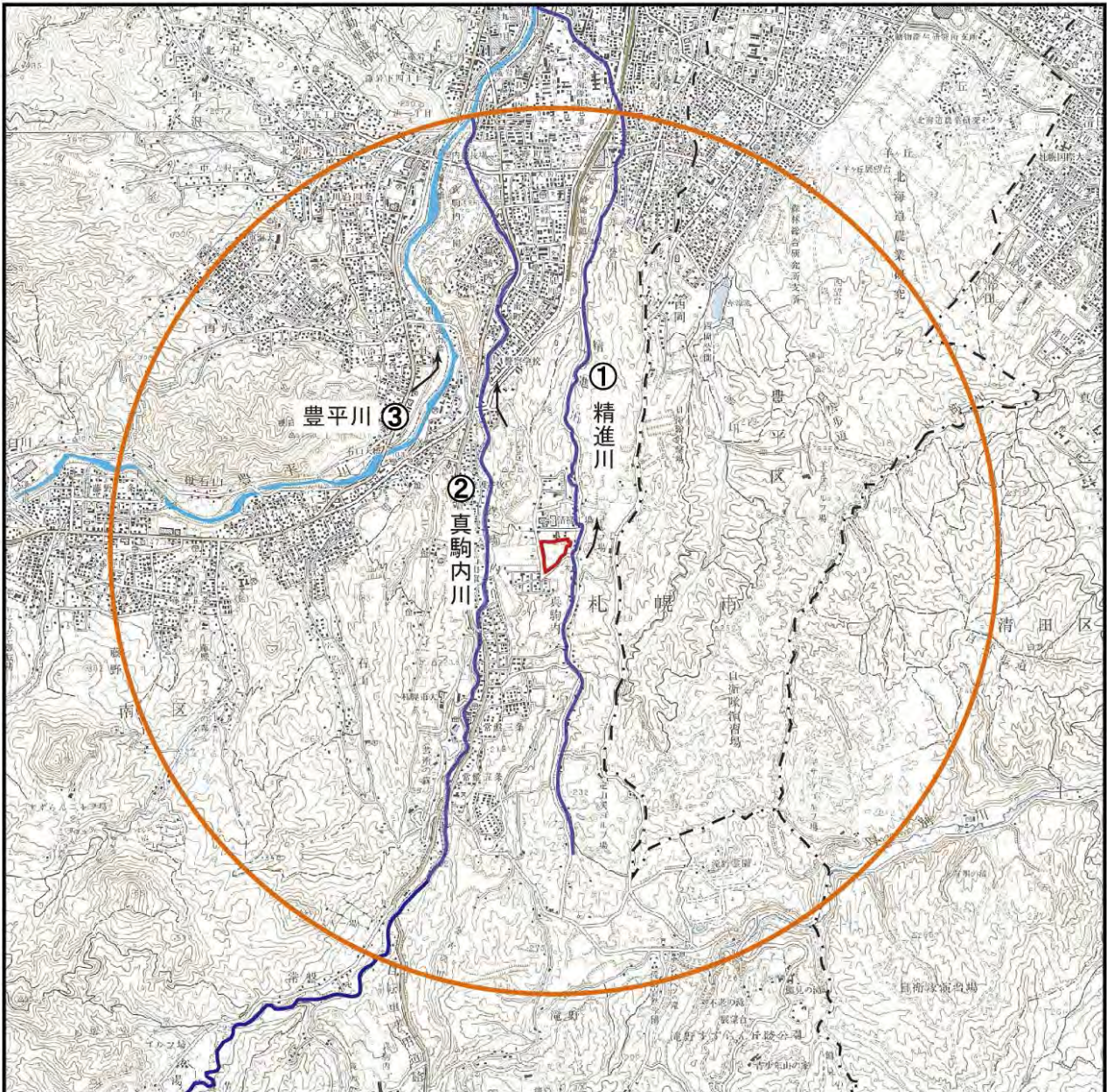
表 3-3-2-8 河川の環境基準類型指定状況<sup>33)</sup>

水域	水域		類型指定	告示年月日
	石狩川	精進川	全域	A(イ)
真駒内川		全域	A(ロ)	1974年5月14日

注) 達成期間「イ」は類型指定後直ちに達成すること。  
 達成期間「ロ」は類型指定後、5年以内で可及的すみやかに達成すること。

33) 北海道環境生活部「生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況」(平成26年3月25日現在)





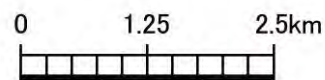
凡 例	
	事業実施区域
	区 界
	影響範囲（工事濁水）
	河川（環境基準 A 類型）
	河川（環境基準 B 類型）
	流 向
①	精 進 川（全 域）
②	真 駒 内 川（全 域）
③	豊 平 川（中 流）

図 3-3-2-2

河川の環境基準類型指定状況図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（札幌、石山）を縮小して使用したものである

1:75,000



(エ) 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準を、表 3-3-2-9 に示す。

なお、次の土壌については、環境基準を適用しない。

- ① 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所
- ② 原材料の堆積場
- ③ 廃棄物の埋立地その他の土壌環境基準項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌

表 3-3-2-9 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考) 1	環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成しこれを用いて測定を行うものとする。
2	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3	「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4	有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

平成 3年 8月23日 環境庁告示第46号

平成22年 6月16日 環境省告示第37号 (カドミウム)

平成26年 3月20日 環境省告示第44号 (1,1-ジクロロエチレン)

平成28年 3月29日 環境省告示第33号 (クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,4-ジオキサン)

(オ) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準を、表 3-3-2-10 に示す。地下水の環境基準は、すべての地下水に適用される。

表 3-3-2-10 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

平成 9年 3月13日 環境庁告示第10号(地下水)

平成11年 2月22日 環境庁告示第14号(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)

平成21年11月30日 環境省告示第79号(塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン)

平成23年10月27日 環境庁告示第95号(カドミウム)

平成26年11月17日 環境庁告示第127号(トリクロロエチレン)

平成28年 3月29日 環境庁告示第31号(クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー))

イ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の設定状況

(ア) 大気汚染

ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を、表 3-3-2-11 に示す。

表 3-3-2-11 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用除外範囲
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所
備考) 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気の基準値は、年間平均値とする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

(イ) 水質の汚濁

ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準を、表 3-3-2-12(1)及び表 3-3-2-12(2)に示す。

表3-3-2-12(1) 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用範囲
ダイオキシン類	1pg-TEQ/l 以下	公共用水域及び地下水
備考) 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 水質の基準値は、年間平均値とする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

平成14年 7月22日 環境省告示第46号

表3-3-2-12(2) 水底の底質の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用範囲
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質
備考) 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

平成14年 7月22日 環境省告示第46号

(ウ) 土壌汚染

ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を、表 3-3-2-13 に示す。

表 3-3-2-13 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用除外範囲
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌
備考) 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

ウ 公害の防止に関する法令に基づく地域区域の指定状況及び規制基準

(ア) 大気汚染防止法等に基づく区域の指定状況、規制基準等

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物及び塩化水素に係る排出基準を定めている。

a 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて許容される排出量を表3-3-2-14に示す式により、K値（定数）を用いて算出する。

K値（定数）は政令で地域ごとに定めており、札幌市のK値を表3-3-2-15に示す。事業実施区域はK=4.0である。

表 3-3-2-14 硫黄酸化物に係る排出基準

項目	単位	硫黄酸化物
廃棄物焼却炉	m <sup>3</sup> /h	$q = K \times 10^{-3} \times He^2$
q : 温度0℃、圧力1気圧における硫黄酸化物の許容排出量 K : 政令で地域ごとに定める値 He : 上昇補正煙突高さ(m)		

昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号

平成14年 5月15日 環境省令第15号

表 3-3-2-15 政令で地域ごとに定める値（K値）

区域		K値
札幌市	札幌市（手稲金山98番地の区域、手稲金山131番地から174番地までの区域、手稲本町592番地及び593番地の区域、手稲平和、手稲西野938番地から1006番地までの区域、手稲福井、山の手、盤溪、小別沢、藻岩山、北ノ沢、中ノ沢、南沢、砥石山、硬石山、白川、砥山、石山、常盤、藤野、滝野簾舞、豊滝、小金湯、定山溪、定山溪温泉東1丁目から東4丁目まで、定山溪温泉西1丁目から西4丁目まで並びに有明を除く）の区域	4.0
	上記以外の区域	17.5

昭和49年 3月26日 政令第62号

b ばいじん

廃棄物焼却炉の排出口からのばいじんについて、焼却能力ごとに定められている排出基準を表3-3-2-16に示す。

表 3-3-2-16 ばいじんに係る排出基準

令別表第1の項	規則別表第2の項	ばい煙発生施設の種類	焼却能力(t/h)	排出基準	
				標準酸素濃度(O <sub>n</sub> ) <sup>注</sup> (%)	ばいじん(g/m <sup>3</sup> N)
13	36	廃棄物焼却炉	4以上	12	0.04
			2~4	12	0.08
			2未満	12	0.15

注：O<sub>n</sub>は施設ごとに定める標準酸素濃度 O<sub>n</sub>(%)

昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号

平成10年 4月10日 総理府令第27号

c 窒素酸化物

廃棄物焼却炉の排出口からの窒素酸化物について、施設の規模ごとに定められている排出基準を表 3-3-2-17 に示す。

表 3-3-2-17 窒素酸化物に係る排出基準

令別表 第1の項	細番号	ばい煙発生施設の種類	規模 <sup>注1</sup> (万 m <sup>3</sup> N/h)	排出基準	
				標準酸素濃度 (O <sub>n</sub> ) <sup>注2</sup> (%)	窒素酸化物 (ppm)
13	①	浮遊回転燃焼式焼却炉(連続)	4 以上	12	450
			4 未満	12	450
	②	特殊廃棄物焼却炉(連続炉) <sup>注3</sup>	4 以上	12	250
			4 未満	12	700
	③	廃棄物焼却炉 (連続炉、①②以外)	4 以上	12	250
			4 未満	12	250
	④	廃棄物焼却炉(連続炉以外)	4 以上	12	250

注1：規模は、最大定格排出ガス量(温度が0℃であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量)を示す。

注2：O<sub>n</sub>：施設ごとに定める標準酸素濃度 O<sub>n</sub>(%)

注3：特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号

平成14年 5月15日 環境省令第15号

d 塩化水素

廃棄物焼却炉の排出口からの塩化水素について定められている排出基準を、表 3-3-2-18 に示す。

表 3-3-2-18 塩化水素に係る排出基準

令別表 第1の項	ばい煙発生施設の種類	排出基準
		塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> N)
13	廃棄物焼却炉	700

注：酸素濃度12%換算値である。

昭和52年 6月30日 環整第54号

(イ) 騒音規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

特定工場等で発生する騒音の規制基準を表 3-3-2-19 に、特定建設作業によって発生する騒音の規制基準を表 3-3-2-20 に示す。

また、自動車騒音に係る要請限度は、騒音規制法に基づき、表 3-3-2-21 及び表 3-3-2-22 のとおり設定されている。

札幌市ではこれらの規制基準及び要請限度を適用すべき地域の指定を行っており、影響範囲（騒音・振動）の騒音規制法に基づく規制区域を、図 3-3-2-3 に示す。

事業実施区域は、騒音に係る規制区域外に位置している。

表 3-3-2-19 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種 区域	45 以下	40 以下	40 以下
第 2 種 区域	55 以下	45 以下	40 以下
第 3 種 区域	65 以下	55 以下	50 以下
第 4 種 区域	70 以下	65 以下	60 以下
備考) 第 1 種区域 : 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 2 種区域 : 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 第 3 種区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 第 4 種区域 : 工業地域			

平成 7 年 8 月 21 日 札幌市告示第 659 号、660 号

表 3-3-2-20 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(単位：デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1 日の作業時間	同一場所における作業時間	日曜・休日の作業
1 号区域	85 以下	午前 7 時～午後 7 時	10 時間を 超えないこと	連続して 6 日を 超えないこと	行わないこと
2 号区域		午前 6 時～午後 10 時	14 時間を 超えないこと		
備考) 1 1 号区域※ : 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 2 号区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2 工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外					

注： 学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館および特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域は、1 号区域として定められている。

昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号

平成 7 年 8 月 21 日 札幌市告示第 659 号、661 号

平成 18 年 11 月 27 日 札幌市告示第 1869 号

表 3-3-2-21 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
a 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
備考) 1 a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2 車線とは、1 縦列の自動車（二輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するため 必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。			

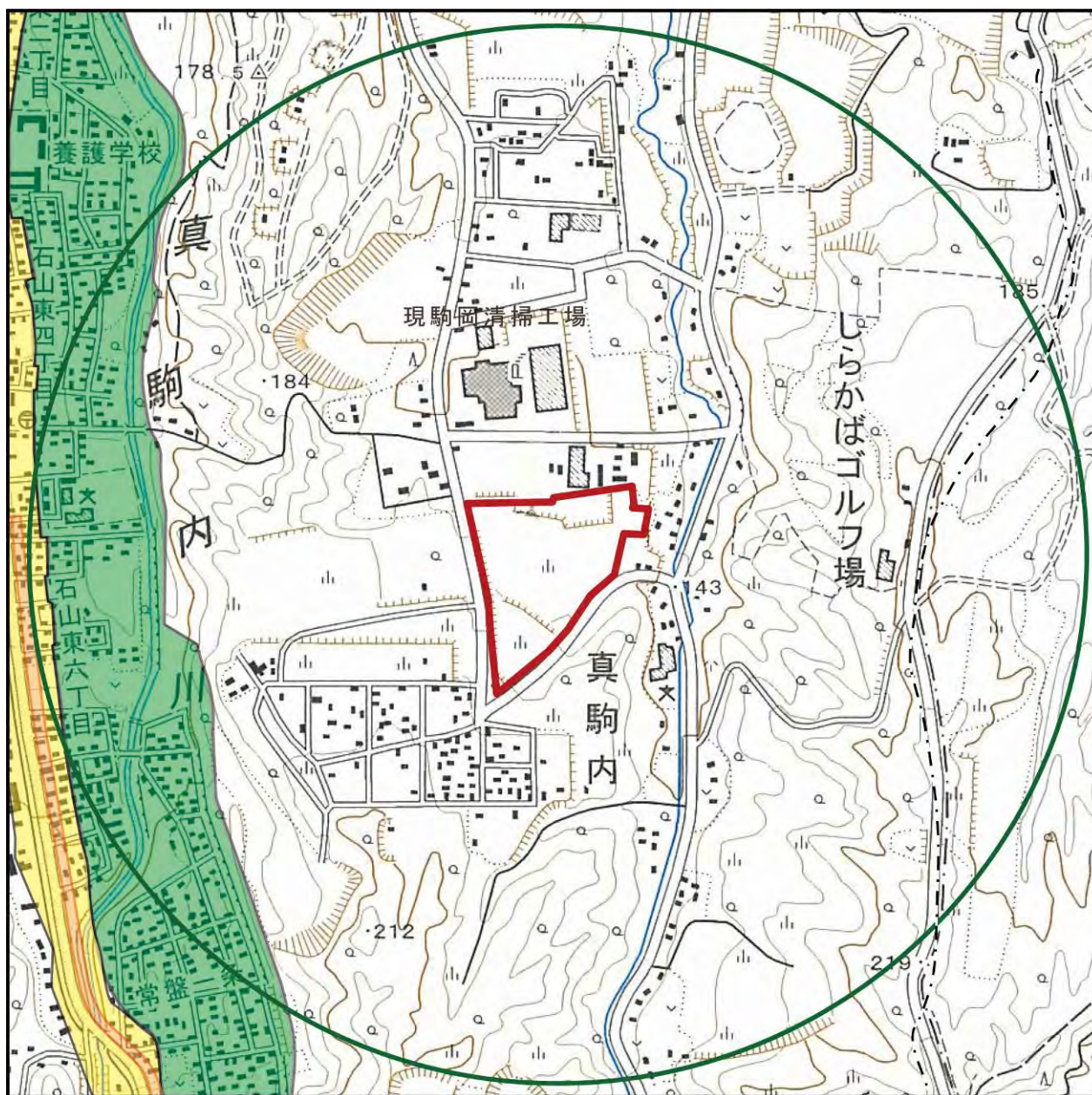
平成12年 3月 2日 総理府令第15号  
 平成12年 3月28日 札幌市告示第286号

表 3-3-2-22 自動車騒音に係る要請限度（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼 間 午前6時から午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の午前6時まで
75 デシベル	70 デシベル
備考) 1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 2 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル 3 2車線を超越する車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル	

平成12年 3月 2日 総理府令第15号  
 平成12年 3月28日 札幌市告示第286号

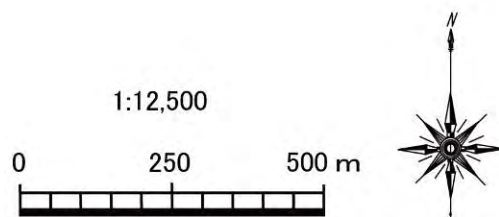




凡 例	
	事業実施区域
	区界
	影響範囲 (騒音・振動)
	第 1 種 区 域
	第 2 種 区 域

図 3-3-2-3  
 騒音規制法に基づく規制区域図

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



(ウ) 振動規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

特定工場等で発生する振動の規制基準を表 3-3-2-23 に、特定建設作業によって発生する振動の規制基準を表 3-3-2-24 に示す。

また、道路交通振動に係る要請限度は、振動規制法に基づき、表 3-3-2-25 のとおり設定されている。

札幌市ではこれらの規制基準及び要請限度を適用すべき地域の指定を行っており、影響範囲（騒音・振動）の振動規制法に基づく規制区域を図 3-3-2-4 に示す。

事業実施区域は、振動に係る規制区域外に位置している。

表 3-3-2-23 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル
備考) 1 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館および特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートル内においては、それぞれの規制値から5デシベルを減じた値が適用される。		

平成 7年 8月21日 札幌市告示第663号、第664号

表 3-3-2-24 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(単位：デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1 日 の 作業 時間	同 一 場 所 に お ける 作業 時間	日 曜 ・ 休 日 の 作 業
1 号 区 域	75 以下	午前 7 時～午後 7 時	1 0 時 間 を 超 え ない こと	連続して 6 日 を 超 え ない こと	行わないこと
2 号 区 域		午前 6 時～午後 10 時	1 4 時 間 を 超 え ない こと		
備考) 1 1号区域※：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 2号区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2 工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外					

注：学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館および特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域は、1号区域として定められている。

昭和51年11月10日 総理府令第58号

平成 7年 8月21日 札幌市告示第663号、第665号

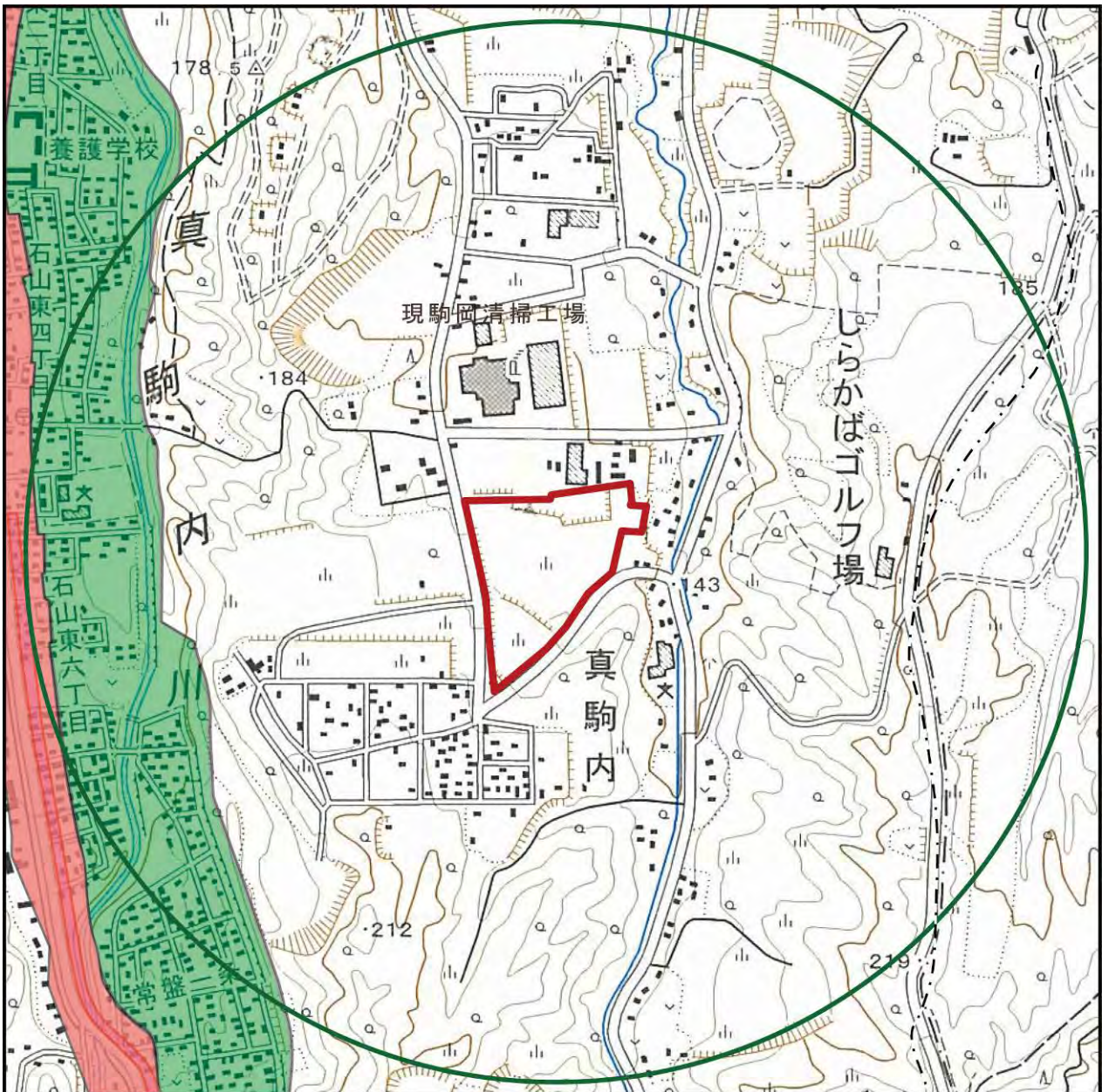
平成18年11月27日 札幌市告示第1869号

表 3-3-2-25 道路交通振動に係る要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル
備考) 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

昭和51年11月10日 総理府令第58号

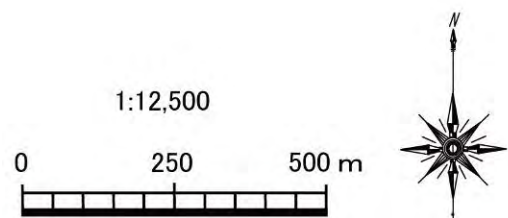
平成 7年 8月21日 札幌市告示第663号、第666号



凡 例	
	事業実施区域
	区界
	影響範囲 (騒音・振動)
	第 1 種 区 域
	第 2 種 区 域

図 3-3-2-4  
 振動規制法に基づく規制区域図

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：札幌市環境局環境都市推進部「平成26年度 札幌市環境白書」（平成27年1月）

(エ) 水質汚濁防止法に基づく排出基準及び指定水域又は指定地域

水質汚濁防止法では、公共用水域に排水を排出する施設を設置している工場等に対して規制を行っており、排出水中の有害物質や生物化学的酸素要求量（BOD）など各種有害物質と生活環境項目について許容限度を設定している。

排水基準には、総理府令で定める一律排水基準と北海道が条例で定める上乗せ排水基準がある。

影響範囲（工事濁水）においては、石狩川水域に係る上乗せ排水基準を定めている。

一律排水基準を表 3-3-2-26 及び表 3-3-2-27 に、また、石狩川水域における上乗せ排水基準を表 3-3-2-28 及び表 3-3-2-29 に示す。

表 3-3-2-26 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム
シアン化合物		1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る）		1 リットルにつき 1 ミリグラム
鉛及びその化合物		1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム
六価クロム化合物		1 リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム
砒素及びその化合物		1 リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン		1 リットルにつき 0.3 ミリグラム
テトラクロロエチレン		1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン		1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素		1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン		1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン		1 リットルにつき 1 ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン		1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン		1 リットルにつき 3 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン		1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン		1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
チウラム		1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
シマジン		1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
チオベンカルブ		1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
ベンゼン		1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
セレン及びその化合物		1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外	1 リットルにつきほう素 10 ミリグラム
	海域	1 リットルにつきほう素 230 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外	1 リットルにつきふっ素 8 ミリグラム
	海域	1 リットルにつきふっ素 15 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム
1,4-ジオキサン		1 リットルにつき 0.5 ミリグラム
備考) 1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する旅館業に係る事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。		

昭和46年 6月21日 総理府令第35号

平成24年 5月23日 環境省令第15号

平成26年11月 4日 環境省令第30号

表 3-3-2-27 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（生活環境項目）

項目		許容限度	日間平均
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外	5.8 以上 8.6 以下	
	海域	5.0 以上 9.0 以下	
生物化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		160	120
化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		160	120
浮遊物質（単位 1 リットルにつきミリグラム）		200	150
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) （単位 1 リットルにつきミリグラム）		5	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) （単位 1 リットルにつきミリグラム）		30	—
フェノール類含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		5	—
銅含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		3	—
亜鉛含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		2	—
溶解性鉄含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		10	—
溶解性マンガン含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		10	—
クロム含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		2	—
大腸菌群数（単位 1 立方センチメートルにつき個）		—	3,000
窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		120	60
燐含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		16	8
備考) 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。			
2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。			
3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。			
4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。			
5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。			
6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 mg を超えるものを含む。以下同じ）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。			
7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。			

昭和46年 6月21日 総理府令第35号

平成19年 6月 1日 環境省令第14号

表 3-3-2-28 石狩川水域における上乘せ排水基準（生活環境項目）

(単位：mg/ℓ)

水域	対象業種又は施設	項目	生物化学的酸素要求量(BOD)		浮遊物質質量(SS)	
			許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
石狩川水域	肉製品製造業		80	60	70	50
	乳製品製造業(1日当たりの平均的な排出水の量が1,000m <sup>3</sup> 以上のものに限る)		80	60	70	50
	紙製造業		—	—	150	110
	パルプ製造業 (クラフトパルプ製造施設のみを有するものに限る)		150	110	120	100
	パルプ製造業 (クラフトパルプ製造施設のみを有するものを除く)		—	—	120	100
	化学肥料製造業		—	—	70	50
	ガス供給業		80	60	70	50
	と畜業 (活性汚泥法により排水を処理するものに限る)		—	—	70	50
	し尿処理施設(昭和46年9月23日以前に設置されたものであってし尿浄化槽以外のもの)		40	30	90	70
	し尿処理施設(昭和46年9月24日以後に設置されたものであってし尿浄化槽以外のもの)		40	30	90	70
	し尿浄化槽(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る)		120	90	—	—
	し尿浄化槽(昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る)		80	60	—	—
	し尿浄化槽(昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る)		40	30	90	70
下水道終末処理施設(活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る)		—	20	—	70	
下水道終末処理施設(高速散水ろ床法又はモディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る)		—	60	—	120	
札幌市の区域に限る	小麦粉製造業、清涼飲料製造業、めん類製造業、セメント製品製造業、印刷業、金属製品製造業及び自動車整備業(1日当たりの平均的な排出水の量が20m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満のものに限る)		160	120	200	150
	洗たく業(1日当たりの平均的な排出水の量が20m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満のものに限る)		260	200	200	150
	皮革製造業(1日当たりの平均的な排出水の量が20m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満のものに限る)		2,300	1,800	2,000	1,500

昭和47年 4月 3日 北海道条例第27号

表 3-3-2-29 石狩川水域における上乘せ排水基準（有害物質）

(単位：mg/ℓ)

水域	対象業種	許容限度	
		カドミウム及びその化合物	シアン化合物
石狩川水域	非鉄金属鉱業	カドミウム 0.06	シアン 0.6

昭和47年 4月 3日 北海道条例第27号

(オ) 悪臭防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等

札幌市においては、平成10年7月から臭気指数による悪臭規制を行っている。

工場等の敷地境界及び気体排出口における規制基準を表3-3-2-30に、排水水における規制基準を表3-3-2-31に示す。

なお、札幌市では都市計画法に基づく都市計画区域全域を悪臭規制地域に指定しており、図3-3-2-5のとおり事業実施区域を含んでいる。

表3-3-2-30 悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制基準（気体）

規制箇所	規制基準
工場等の敷地境界	臭気指数 10
工場等の気体排出口	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得られる臭気排出強度又は臭気指数
注：1 臭気指数とは臭いのある空気は無臭の空気まで希釈した場合の当該希釈倍数（臭気濃度）を次のように変換したものである。 $Z = 10 \log Y$ Y：臭気濃度 Z：臭気指数 2 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。	

平成10年 5月25日 札幌市告示第581号（敷地境界）

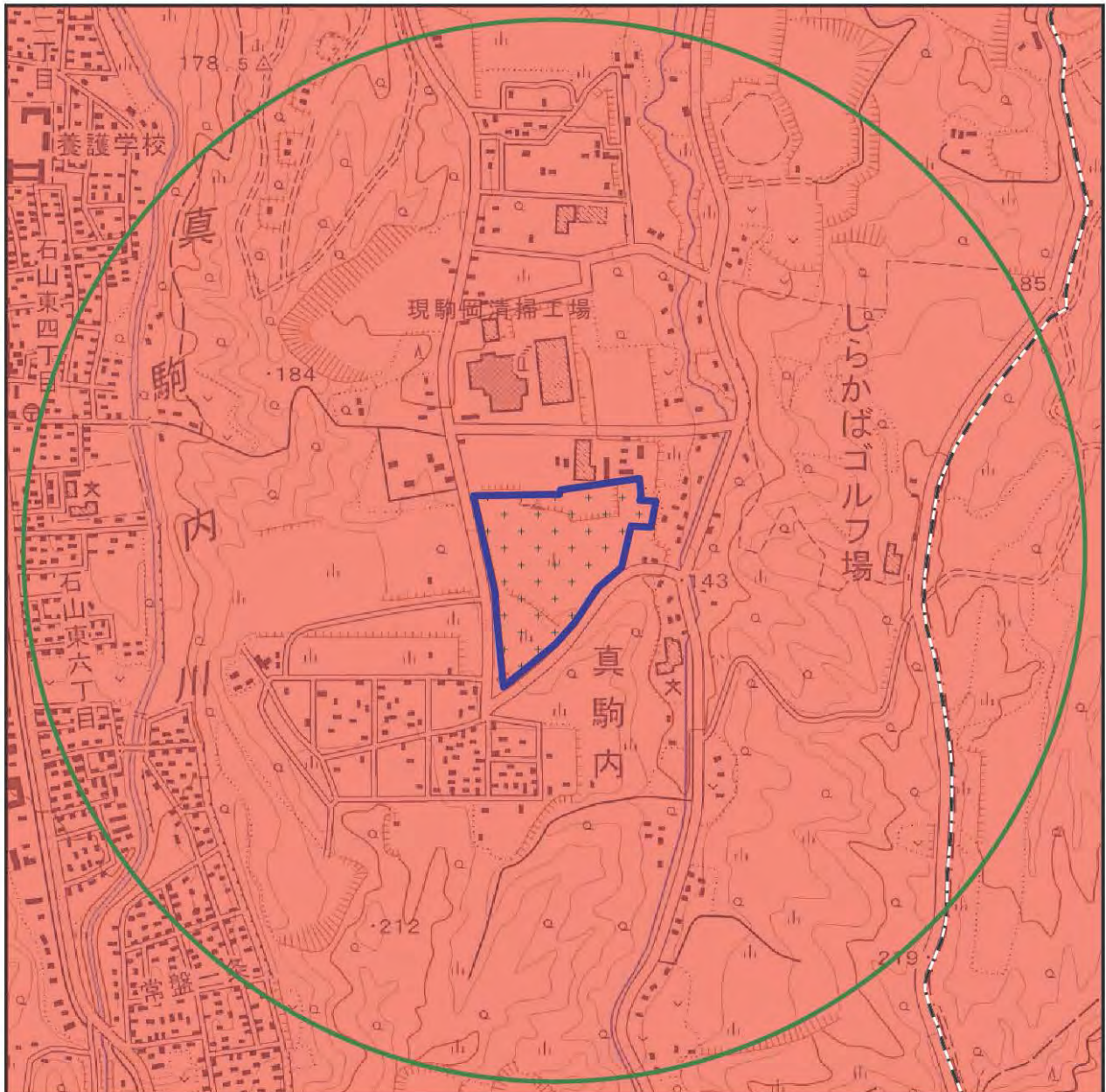
平成11年 9月 9日 札幌市告示第909号（気体排出口）

表3-3-2-31 悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制基準（排水水）

規制対象	規制基準
排水水	臭気指数 26
注：排水水の臭気指数は、悪臭防止法第4条第2項第1号に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める式により算出する。 $I_w = L + 16$ I <sub>w</sub> ：排水水の臭気指数 L：悪臭防止法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値（臭気指数 10）	

平成13年 3月 7日 札幌市告示第230号



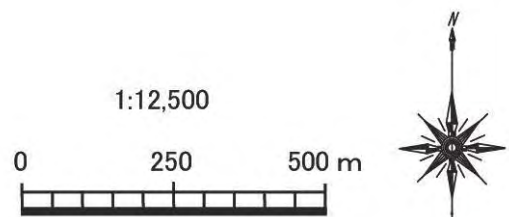


凡 例	
	事業実施区域
	影響範囲（施設漏洩悪臭）
	区 界
	規制地域（札幌市全域）

注：札幌市全域が臭気指数 10 未満の規制値である。

図 3-3-2-5  
 悪臭防止法に基づく規制地域図

注：この地図は、国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：札幌市環境局環境都市推進部「平成 26 年度 札幌市環境白書」（平成 27 年 1 月）

(カ) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制基準等

a 大気汚染

廃棄物焼却炉の排出口からの排出ガス中のダイオキシン類について、焼却能力ごとに定められている排出基準を、表 3-3-2-32 に示す。

表 3-3-2-32 ダイオキシン類に係る排出基準（排出ガス）

特定施設の種類		焼却能力 (t/h)	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
廃棄物焼却炉	火床面積が0.5m <sup>2</sup> 以上、又は 焼却能力が50kg/h以上	4 以上	0.1
		2～4	1
		2 未満	5
備考) 許容限度は温度が零度であって、圧力 1 気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。			
注: TEQ とは毒性等価換算濃度のことで、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の高い 2,3,7,8-T C D D の量に換算したものをいう。			

平成11年12月27日 総理府令第433号

平成19年 6月11日 環境省令第 15号

b 水質

特定施設の排出水中のダイオキシン類について定められている水質の排出基準を、表 3-3-2-33 に示す。

表 3-3-2-33 ダイオキシン類に係る排出基準（排水）

特定施設の種類	水質排出基準 (pg-TEQ/l)
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10
注: TEQとは毒性等価換算濃度のことで、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の高い2,3,7,8-T C D D の量に換算したものをいう。	

平成11年12月27日 総理府令第67号

平成19年 6月11日 環境省令第15号

(キ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理の技術上の基準は、表 3-3-2-34 のとおりである。

表 3-3-2-34 一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理の技術上の基準

	内容
イ	ピット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。
ロ	燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設 <sup>注1</sup> にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設 <sup>注2</sup> にあつては、この限りでない。
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。
ニ	焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。
ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。
ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。
リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。
ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。
ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄 <sup>注3</sup> に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。
カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
ヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。

昭和46年9月23日 厚生省令第35号

平成26年3月26日 環境省令第7号

注：1	<p>熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る特例</p> <p>第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて熱回収（廃棄物であつて燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。）の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。</p> <p>一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。</p> <p>二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p>		
注：2	<p>焼却施設</p> <p>イ 法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。）である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。</p>		
注：3	<p>廃棄物焼却炉</p>	<p>焼却能力 (t/h)</p>	<p>排出基準 (ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)</p>
	<p>火床面積が0.5m<sup>2</sup>以上、又は 焼却能力が50kg/h以上</p>	<p>4 以上</p>	<p>0.1</p>
		<p>2～4</p>	<p>1</p>
		<p>2 未満</p>	<p>5</p>

(ク) 下水道法に基づく排水基準

現駒岡清掃工場は、特定事業場（下水道法の特定施設である焼却施設を設置している事業場）に該当する。

特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を、表 3-3-2-35 に示す。

表 3-3-2-35 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

項目	基準値
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.1 ミリグラム以下
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム以下
有機リン化合物	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム以下
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム以下
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.3 ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム以下
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
チウラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下
シマジン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 10 ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 8 ミリグラム以下
1,4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム以下
フェノール類	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
銅及びその化合物	1 リットルにつき銅 3 ミリグラム以下
亜鉛及びその化合物	1 リットルにつき亜鉛 2 ミリグラム以下
鉄及びその化合物(溶解性)	1 リットルにつき鉄 10 ミリグラム以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	1 リットルにつきマンガン 10 ミリグラム以下
クロム及びその化合物	1 リットルにつきクロム 2 ミリグラム以下
ダイオキシン類	1 リットルにつき 10 ピコグラム以下
温度	45℃未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	1 リットルにつき 380 ミリグラム以下
水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
浮遊物質	1 リットルにつき 600 ミリグラム
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	1 リットルにつき 30 ミリグラム以下
窒素含有量	1 リットルにつき 240 ミリグラム未満
リン含有量	1 リットルにつき 32 ミリグラム未満

昭和34年 4月22日 政令第147号  
平成24年 5月23日 政令第148号

(ケ) 札幌市生活環境確保に関する条例に基づく規制基準等

廃棄物焼却炉の排出口からのばいじんについて定められている排出基準を、表3-3-2-36に示す。

表 3-3-2-36 ばいじんに係る排出基準

ばい煙発生施設の種類	規模	排出基準
		ばいじん(g/Nm <sup>3</sup> )
廃棄物焼却炉	火格子面積が 0.25m <sup>2</sup> 以上であるもの又は一次燃焼室容積が 0.25m <sup>3</sup> 以上であるもの	0.15

平成15年 2月 3日 規則第4号

エ 自然環境の保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

(ア) 自然公園法に基づき指定された国立公園、国定公園

事業実施区域及びその周辺には、自然公園法に基づき指定された国立公園及び国定公園はない<sup>24) 71)</sup>。

(イ) 北海道立自然公園条例に基づき指定された北海道立自然公園の区域

事業実施区域及びその周辺には、北海道立自然公園条例に基づき指定された北海道立自然公園はない<sup>21) 71) 107) 108)</sup>。

(ウ) 自然環境保全法に基づき指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域

事業実施区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定地域はない<sup>71) 107) 108)</sup>。

(エ) 北海道自然環境等保全条例に基づき指定された北海道自然環境保全地域

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-37 及び図 3-3-2-6 のとおり、北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区がある<sup>72) 109)</sup>。

なお、北海道自然環境等保全条例に基づく道自然環境保全地域、自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹木はない<sup>72) 109)</sup>。

表 3-3-2-37 事業実施区域及びその周辺における環境緑地保護地区<sup>109)</sup>

図中番号	名称	面積(ha)	場所	特徴	指定日
①	柏ヶ丘 環境緑地保護地区	5.22	札幌市南区 真駒内 458 の 1 他	ミズナラ、コナラ、イタヤ等の広葉樹林、野鳥	S47.3.1
②	藤の沢 環境緑地保護地区	37.81	札幌市南区 石山 567 他	ミズナラ、シナノキ等の天然林、野鳥	S47.3.1
③	白旗山 環境緑地保護地区	1,148.33	札幌市清田区 有明 37 他	カラマツ、トドマツ等の樹林地、野鳥	S47.3.1
④	西岡 環境緑地保護地区	383.77	札幌市豊平区 西岡地内の国有地他	ミズナラ、シナノキ等の広葉樹天然林、野鳥、西岡水源	S47.3.25

注：図中番号は、図3-3-2-6に対応している。

21) 札幌市環境局環境都市推進部「平成 26 年度 札幌市環境白書」(平成 27 年 1 月)

24) 札幌市環境局環境都市推進部「施設一覧」(平成 26 年 8 月現在)

71) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」(平成 23 年 4 月)

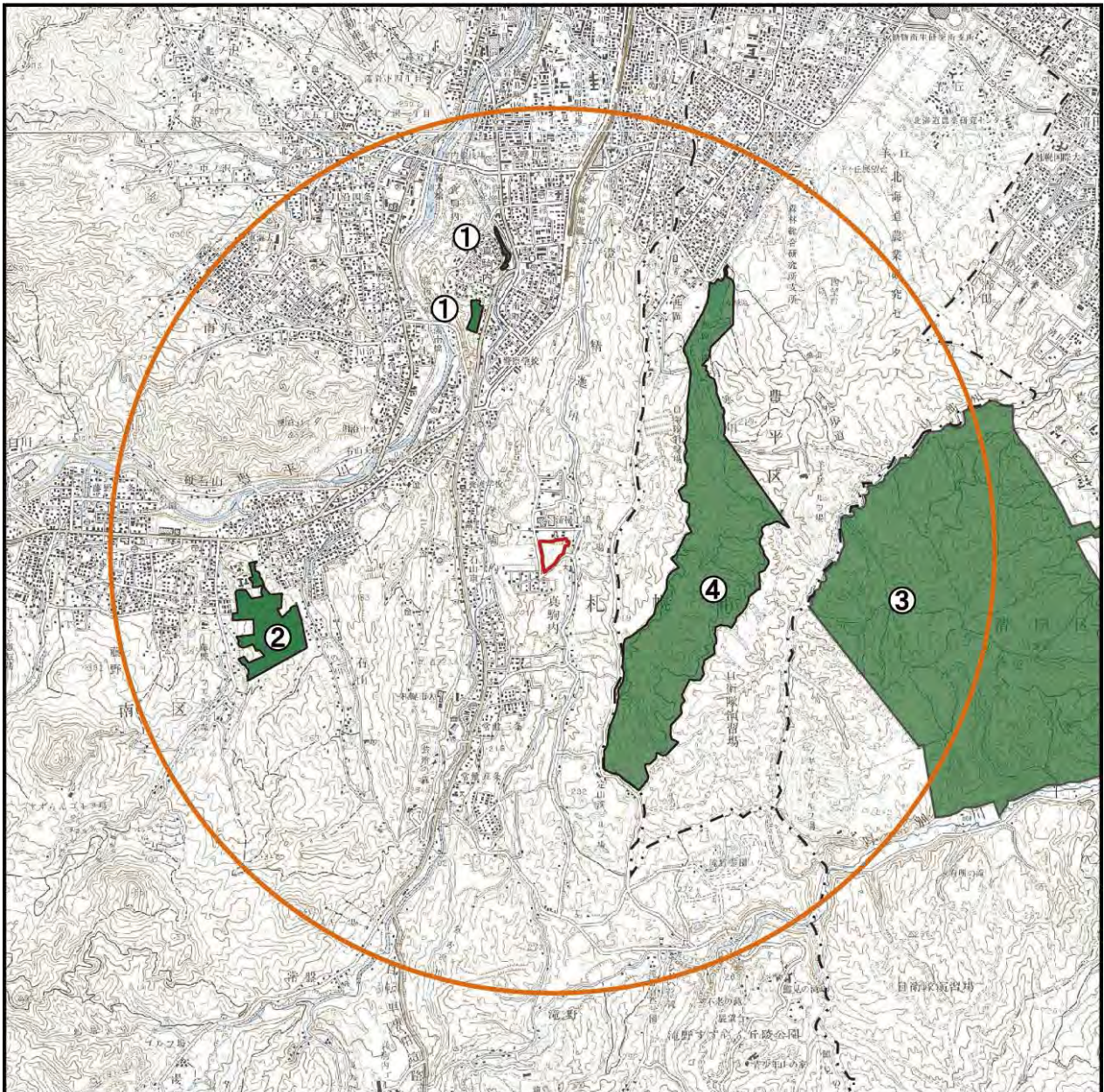
72) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市の公園・緑地 平成 25 年度」(平成 25 年 11 月)

107) 北海道環境生活部「北海道環境白書'14」(平成 26 年 11 月)

108) 環境省「生物多様性情報システム 日本の自然保護地域 自然保護各種データ一覧」

109) 北海道環境生活部「環境緑地保護地区一覧表」(平成 23 年 4 月)



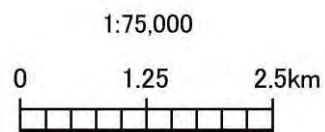


凡 例	
	事業実施区域
	影響範囲（猛禽類及び生態系）
	区 界
	環境緑地保護地区
①	柏ヶ丘環境緑地保護地区
②	藤の沢環境緑地保護地区
③	白旗山環境緑地保護地区
④	西岡環境緑地保護地区

注：图中番号は、本文中の表 3-3-2-37 に対応している。

図 3-3-2-6  
環境緑地保護地区位置図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（札幌、石山）を縮小して使用したものである



(オ) 都市緑地法に基づき指定された特別緑地保全地区の区域

事業実施区域及びその周辺には、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区は存在しない<sup>21)</sup> 71) 72)。

(カ) 森林法に基づき指定された保安林の区域

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-38 及び図 3-3-2-7 に示す箇所に、森林法に基づく保安林の指定箇所がある<sup>71)</sup>。

表 3-3-2-38 事業実施区域周辺における保安林<sup>72)</sup>

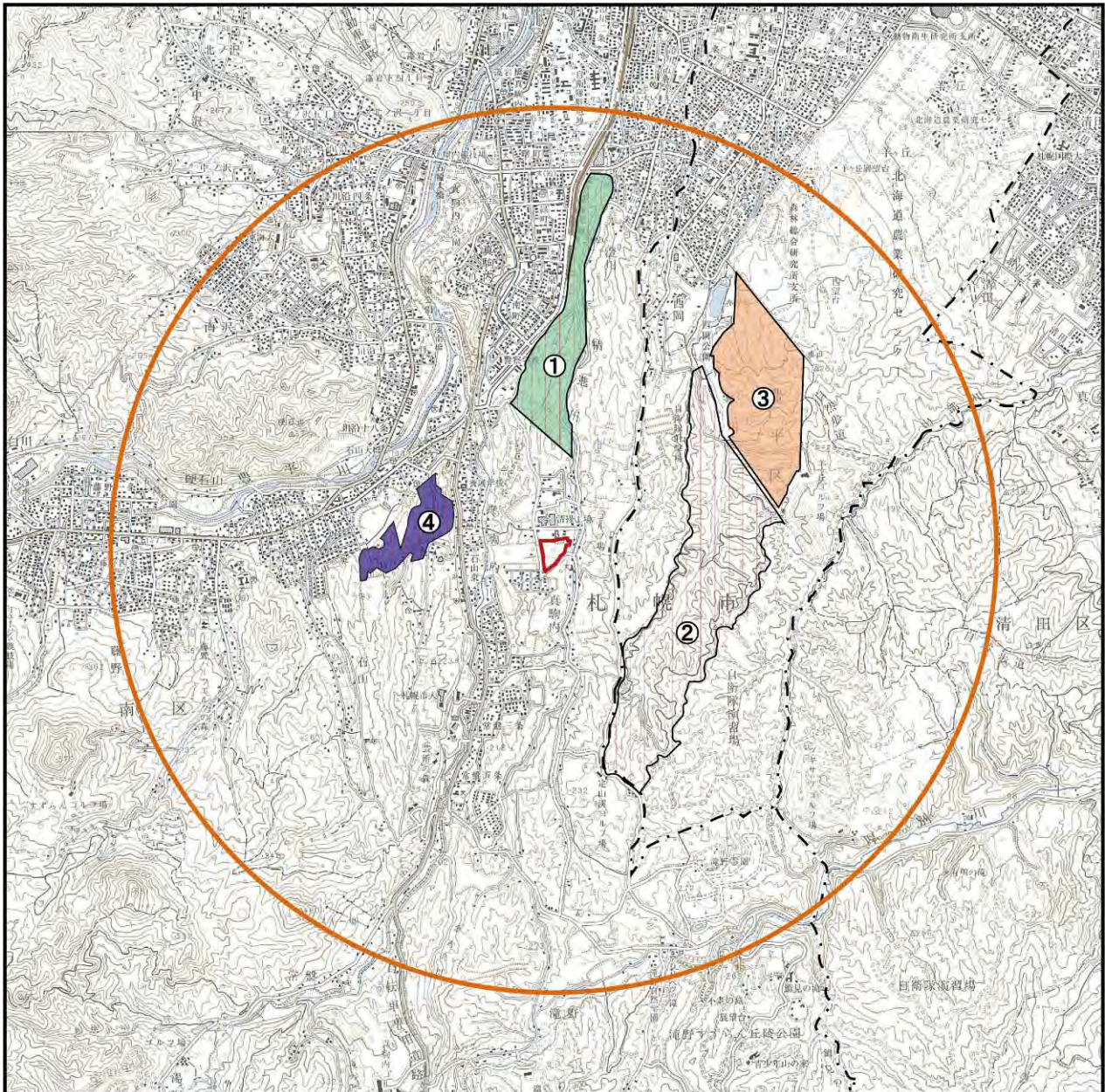
図中 番号	種類	場所
①	防風保安林 保健保安林	札幌市南区真駒内
②	保健保安林	札幌市豊平区西岡
③	水源涵養保安林	札幌市豊平区西岡
④	土砂流出防備保安林 保健保安林	札幌市南区石山

注：図中番号は、図3-3-2-7に対応している。

21) 札幌市環境局環境都市推進部「平成26年度 札幌市環境白書」(平成27年1月)

71) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」(平成23年4月)

72) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市の公園・緑地 平成25年度」(平成25年11月)

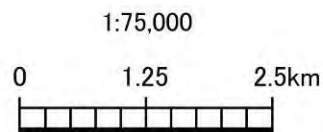


凡 例	
	事業実施区域
	影響範囲（猛禽類及び生態系）
---	区 界
	① 防風保安林
	① ② ④ 保健保安林
	③ 水源涵養保安林
	④ 土砂流出防備保安林

注：图中番号は、本文中の表 3-3-2-38 に対応している。

図 3-3-2-7 保安林位置図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（札幌、石山）を縮小して使用したものである



(キ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき指定された生息地等保護区の区域

事業実施区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区はない<sup>108)</sup>。

(ク) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき設定された鳥獣保護区の区域

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-39 及び図 3-3-2-8 に示す箇所に、鳥獣保護区が存在する<sup>21) 71) 110)</sup>。

表 3-3-2-39 事業実施区域及びその周辺における鳥獣保護区<sup>110)</sup>

図中 番号	名称	指定	面積(ha)	指定区分	存続期間
①	藤の沢鳥獣保護区	道	7	身近な鳥獣生息地	平成21年10月1日 ～ 平成41年9月30日
②	真駒内緑ヶ丘鳥獣保護区	道	144	身近な鳥獣生息地	平成22年10月1日 ～ 平成42年9月30日
③	羊ヶ丘白旗山鳥獣保護区	道	2,337	森林鳥獣生息地	平成18年3月1日 ～ 平成37年9月30日

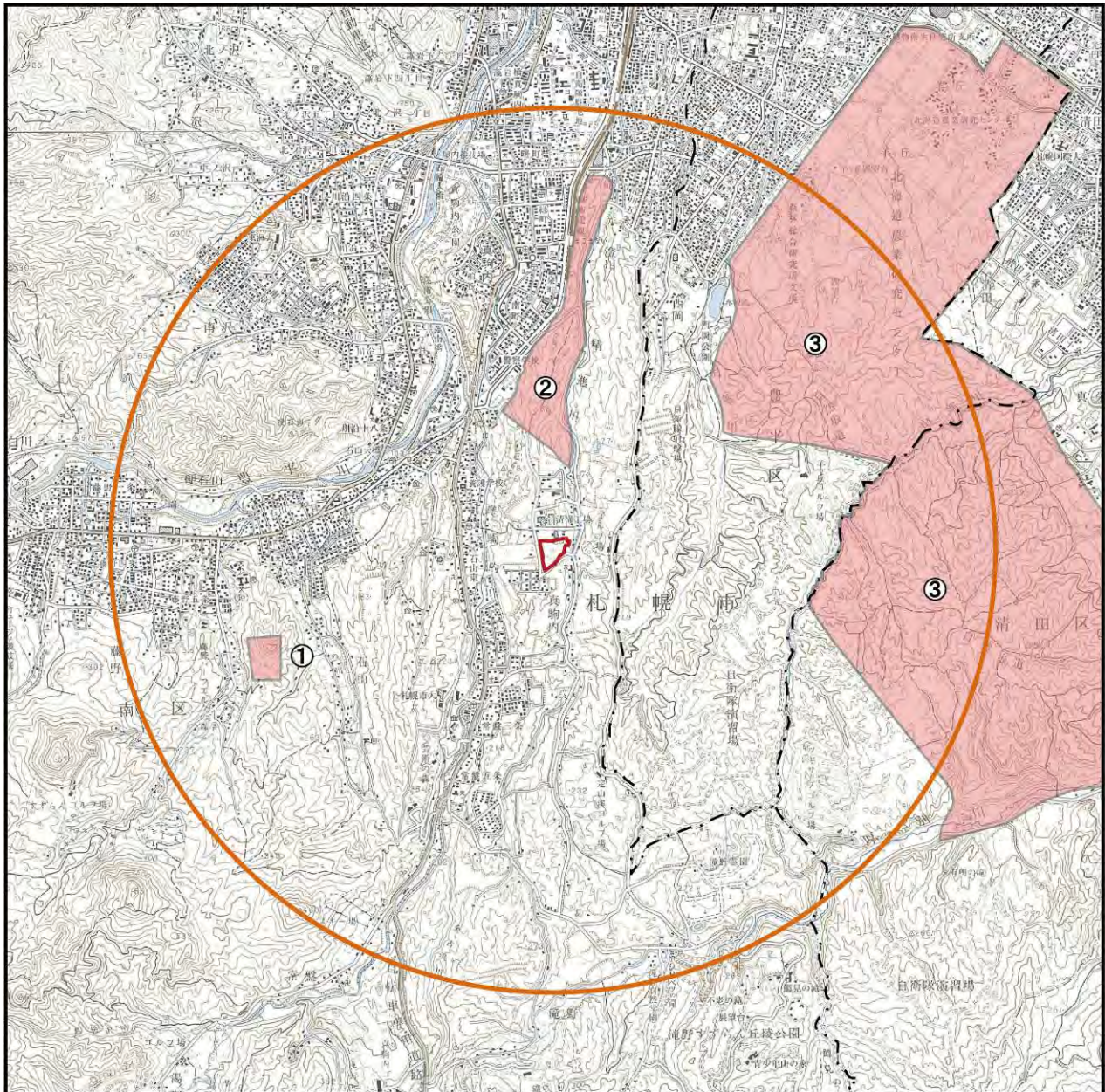
注：図中番号は、図3-3-2-8に対応している。

21) 札幌市環境局環境都市推進部「平成26年度 札幌市環境白書」(平成27年1月)

71) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」(平成23年4月)

108) 環境省「生物多様性情報システム 日本の自然保護地域 自然保護各種データ一覧」

110) 北海道環境生活部「平成26年度 鳥獣保護区等位置図」(平成26年8月)

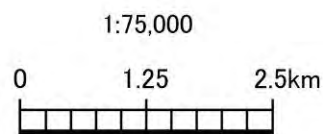


凡 例	
	事業実施区域
	影響範囲（猛禽類及び生態系）
	区 界
	鳥獣保護区位置（北海道指定）
①	藤の沢鳥獣保護地区
②	真駒内緑ヶ丘鳥獣保護区
③	羊ヶ丘白旗山鳥獣保護区

注：図中番号は、本文中の表 3-3-2-39 に対応している。

図 3-3-2-8 鳥獣保護区位置図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（石山）を使用したものである



(ケ) 北海道生物多様性の保全に関する条例に基づき指定された区域等

事業実施区域及びその周辺には、北海道生物多様性の保全に関する条例に基づき指定された生息地等保護区はない<sup>107)</sup>。

(コ) その他関係法令等に基づく区域等の指定状況

a 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に記載された自然遺産の区域  
 事業実施区域及びその周辺には、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない<sup>87)</sup>。

b 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域  
 事業実施区域及びその周辺には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域はない<sup>107)</sup>。

c 北海道自然環境保全指針に基づき選定された地域

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-40 及び図 3-3-2-9 に示す箇所に、北海道自然環境保全指針に基づくすぐれた自然地域が存在する<sup>111)</sup>。

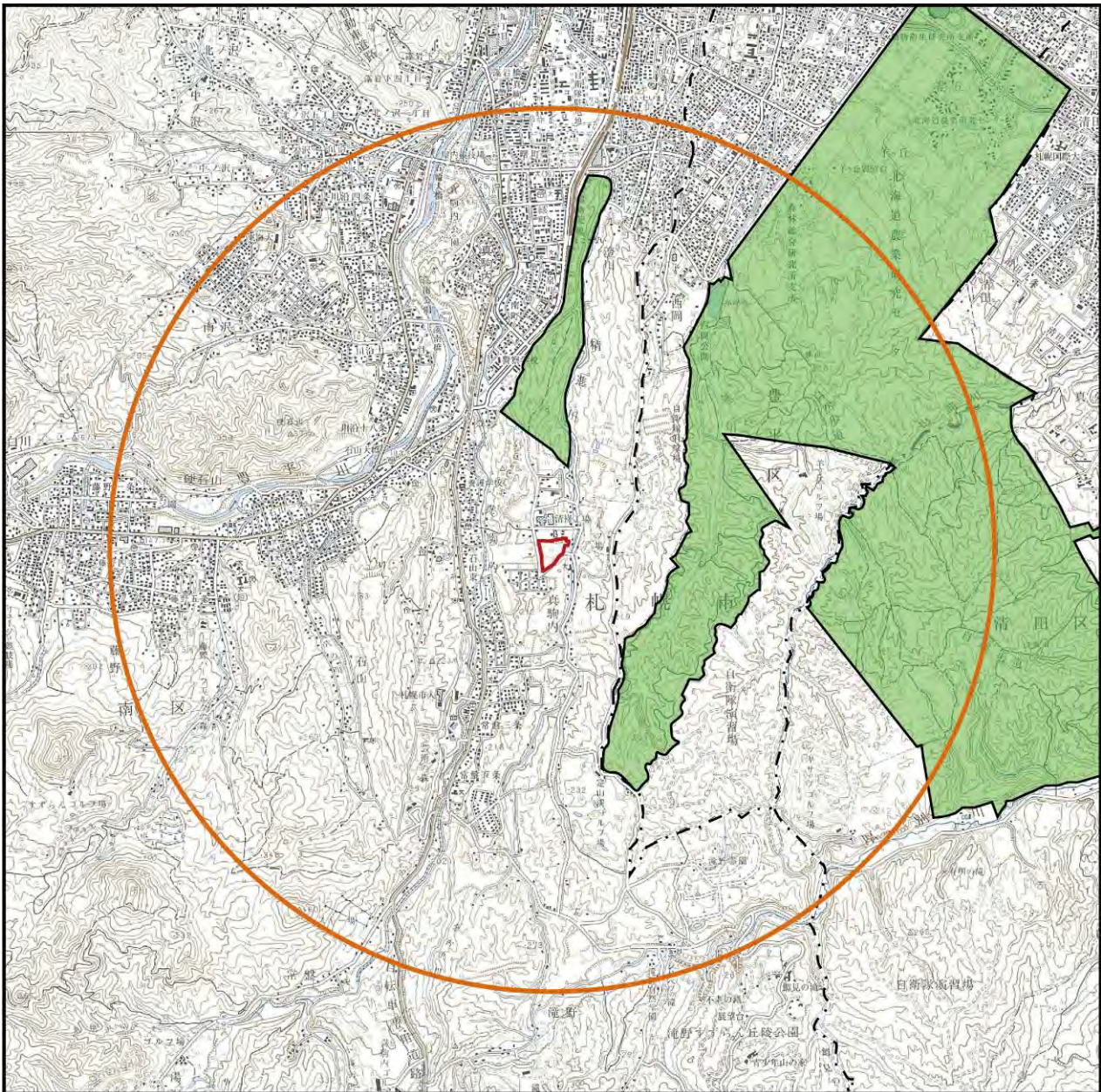
表 3-3-2-40 事業実施区域及びその周辺におけるすぐれた自然地域<sup>111)</sup>

名称	すぐれた自然の要素	主要な位置	場所
西岡周辺 (4 地区合わせた 総称)	天然林 森林性鳥類繁殖地	西岡水源地 精進川流域	真駒内緑ヶ丘鳥獣保護区 羊ヶ丘白旗山鳥獣保護区(一部) 西岡環境緑地保護地区 白旗山環境緑地保護地区

87) 北海道総合政策部「北海道統計書 平成 26 年」(平成 26 年 3 月)

107) 北海道環境生活部「北海道環境白書' 14」(平成 26 年 11 月)

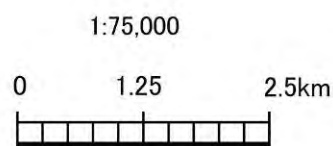
111) 北海道保健環境部「北海道自然環境保全指針」(平成元年 7 月)



凡 例	
	事業実施区域
	影響範囲（猛禽類及び生態系）
	区 界
	すぐれた自然地域 （西岡周辺）

図 3-3-2-9 すぐれた自然地域位置図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（札幌、石山）を縮小して使用したものである



出典：札幌市環境局みどりの推進部「札幌市の公園・緑地 平成25年度」（平成25年11月）

d 札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく市民の森、緑化推進地区、保存樹等

事業実施区域及びその周辺には、札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく「緑保全創出地域の山地丘陵地のみどり（里山）」が、表 3-3-2-41 及び図 3-3-2-10 のとおり指定されている<sup>112) 113)</sup>。

また、同条例に基づく市民の森、自然歩道、緑化推進地区又は保存樹等は、事業実施区域及びその周辺には存在しない<sup>21) 71) 72)</sup>。

表 3-3-2-41 事業実施区域及びその周辺における緑保全創出地域<sup>113)</sup>

種類	位置づけ
山地丘陵地のみどり (里山)	市街地の周辺にあって、みどりが比較的豊かであり、みどりを保全・創出しながら、市街地の周辺にふさわしい土地の活用を図る山地丘陵地で、市街化調整地域に位置する。

21) 札幌市環境局環境都市推進部「平成 26 年度 札幌市環境白書」(平成 27 年 1 月)

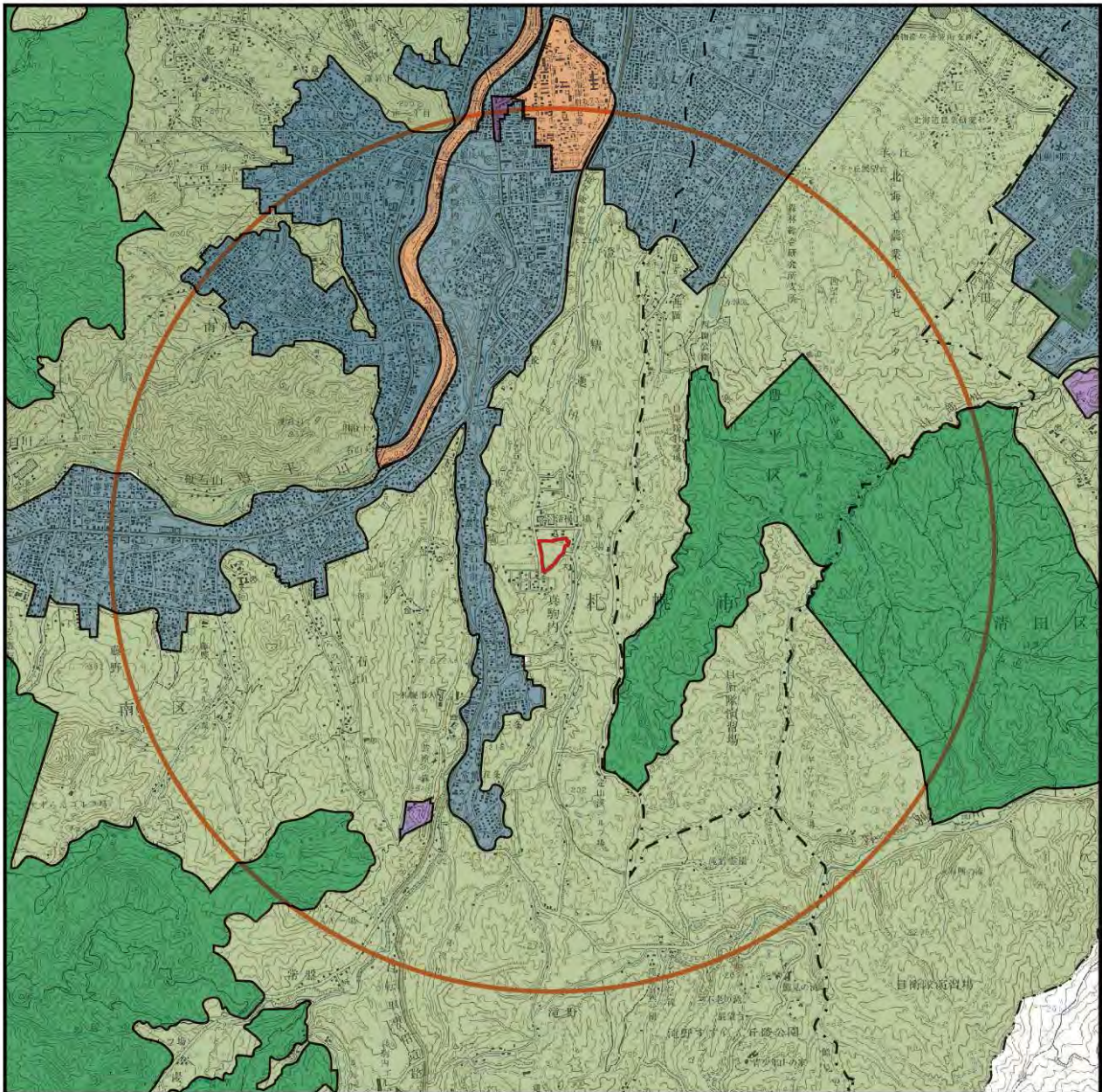
71) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」(平成 23 年 4 月)

72) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市の公園・緑地 平成 25 年度」(平成 25 年 11 月)

112) 札幌市「札幌市規制緑地図」(平成 15 年 4 月)

113) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌しみどりの基本計画」(平成 23 年 3 月)

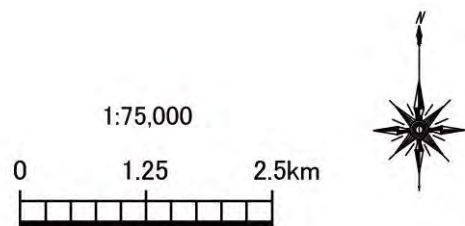




凡 例	
	事業実施区域
	影響範囲（猛禽類及び生態系）
	区 界
	市 町 村 界
	山 岳 地 域
	里 山 地 域
	里 地 域
	居 住 系 市 街 地
	業 務 系 市 街 地

図 3-3-2-10 緑保全創出地域位置図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（札幌、石山）を縮小して使用したものである



出典：札幌市市民まちづくり局都市計画部ホームページ「都市計画情報提供サービス」

e 都市環境緑地取得整備事業に基づく都市環境林

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-42 及び図 3-3-2-11 に示す箇所に、都市環境緑地取得整備事業に基づく都市環境林が存在する<sup>21) 71) 72)</sup>。

都市環境林は、都市近郊林の保全・活用を目的として、主に市街化調整区域の民有林を公有化した樹林地である。

表 3-3-2-42 事業実施区域及びその周辺における都市環境林<sup>72)</sup>

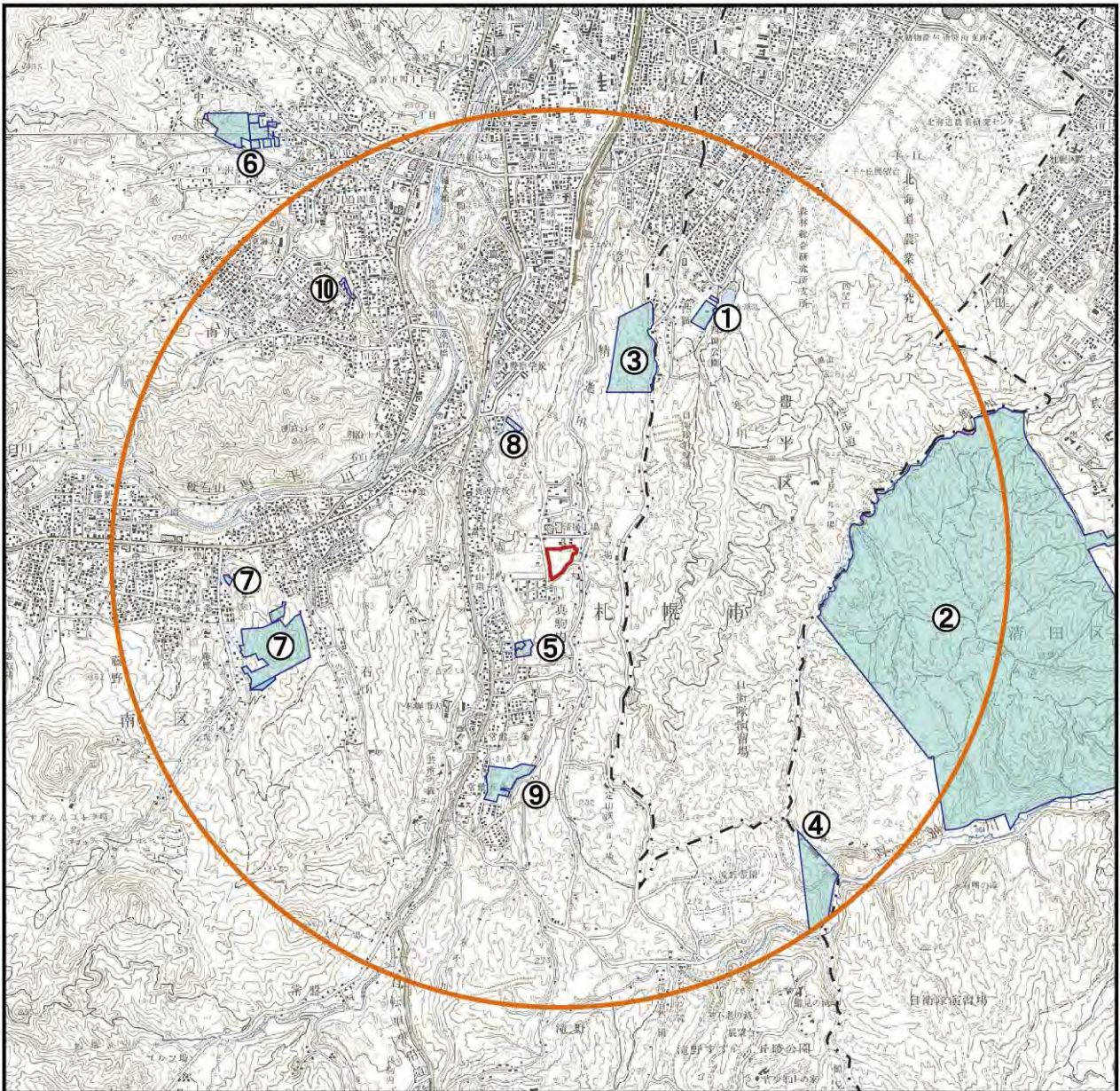
図中 番号	名称	位置	面積(m <sup>2</sup> )	備考
①	西岡	札幌市豊平区 西岡 544-7 他	51,350.6	(活動団体) 西岡の自然を語る会
②	白旗山 (旧市有林含)	札幌市清田区 有明 302-9 他	10,630,193.9	(活動団体) 藻岩山きのご観察会 平岡楡の会 コンベンション札幌ネットワーク 北海道グリーン購入ネットワーク 札幌ふれあいの森友の会 北海道ユースホステル協会 (株)サンコー
③	澄川	札幌市南区 澄川 462-2 他	651,418.1	(活動団体) 北海道森林ボランティア協会 真駒内芸術の森緑の回廊基金
④	滝野よしだ	札幌市南区 滝野 2-1 他	295,873.9	
⑤	常盤第一	札幌市南区 真駒内 248 他	29,804.0	(活動団体) ときわ里山倶楽部
⑥	中ノ沢第一	札幌市南区 中ノ沢 1952-1 他	309,753.2	
⑦	藤野野鳥の森	札幌市南区 藤野 710-1 他	403,079.1	(活動団体) 森林遊びサポートセンター
⑧	真駒内第一	札幌市南区 真駒内 621-1 他	9,929.5	(活動団体) 真駒内芸術の森緑の回廊基金
⑨	真駒内第二	札幌市南区 真駒内 283-1 他	122,664.9	(活動団体) カッコウの里を語る会 南区の緑を守る会 真駒内芸術の森緑の回廊基金
⑩	南沢第一	札幌市南区 南沢 1 条 2 丁目 1824-82 他	10,864.4	

注：図中番号は、図3-3-2-11に対応している。

21) 札幌市環境局環境都市推進部「平成 26 年度 札幌市環境白書」(平成 27 年 1 月)

71) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」(平成 23 年 4 月)

72) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市の公園・緑地 平成 25 年度」(平成 25 年 11 月)

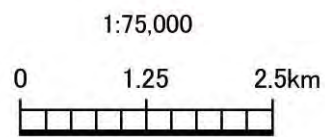


凡 例	
	事業実施区域
	影響範囲
	区界
	都市環境林位置
①	西岡
②	白旗山(旧市有林含)
③	澄川
④	滝野よしだ
⑤	常盤第一
⑥	中ノ沢第一
⑦	藤野野鳥の森
⑧	真駒内第一
⑨	真駒内第二
⑩	南沢第一

注：図中番号は、本文中の表 3-3-2-42 に対応している。

図 3-3-2-11 都市環境林位置図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図(札幌、石山)を縮小して使用したものである



f その他

(a) 地域のみどり

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-43 及び図 3-3-2-12 に示す箇所に、地域のみどりが存在する<sup>71) 72)</sup>。

地域のみどりは、市民、活動団体、企業、大学など専門機関、行政の協働による地域の特徴を活かしたみどりを守り・育てる具体的な取り組みの例のことである。

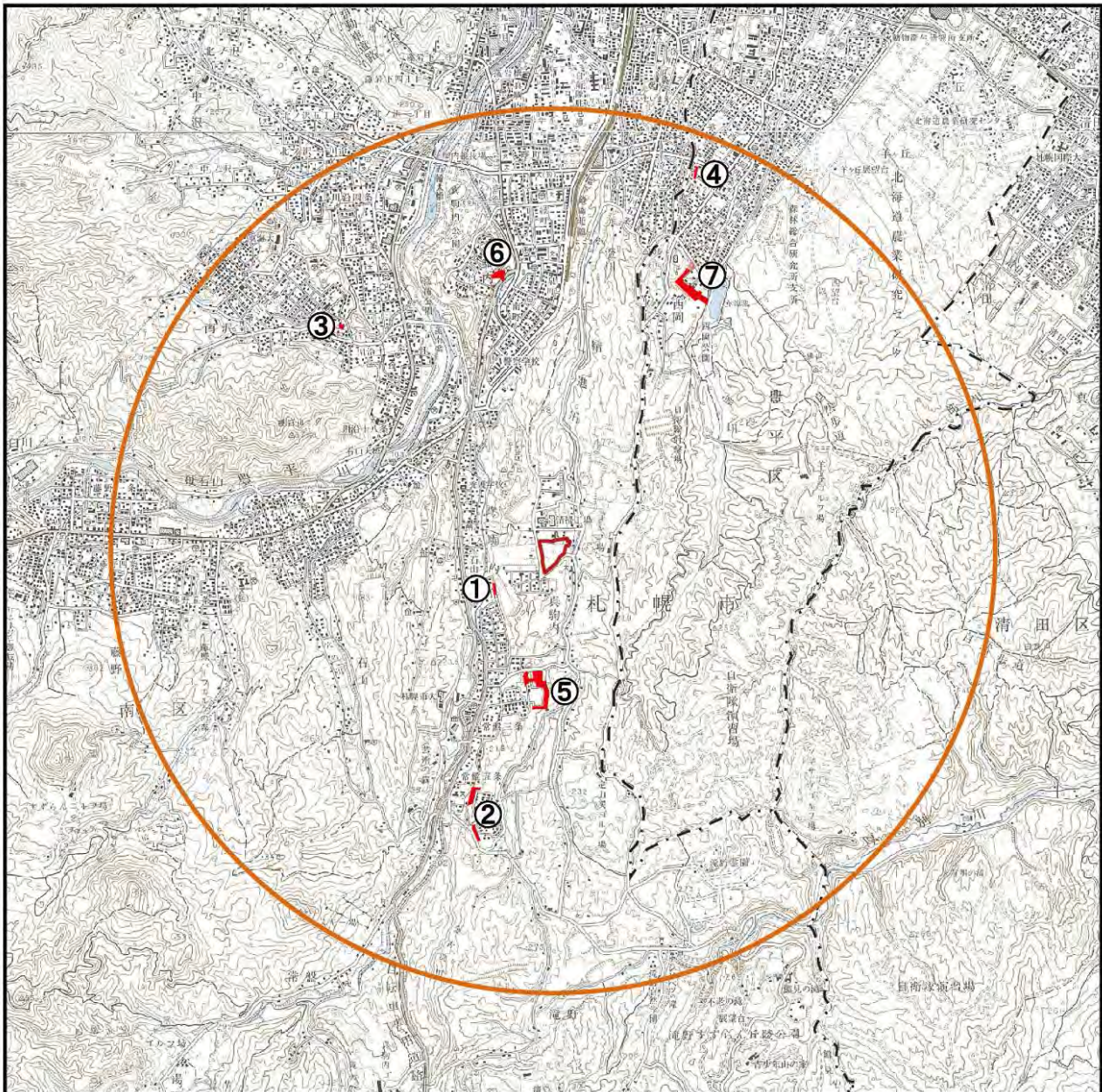
表 3-3-2-43 事業実施区域及びその周辺における地域のみどり<sup>72)</sup>

図中番号	名称	面積 (m <sup>2</sup> )
①	常盤1条1丁目4-7地区	743.39
②	真駒内332-9地区	9,846.84
③	南沢1条1丁目1824-92地区	1,710.14
④	西岡2条12丁目388-36地区	497.98
⑤	真駒内199-1地区	26,005.91
⑥	真駒内柏丘4丁目461-1地区	7,047.41
⑦	西岡508-1地区	36,119.87

注：図中番号は、図3-3-2-12に対応している。

71) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」(平成23年4月)

72) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市の公園・緑地 平成25年度」(平成25年11月)

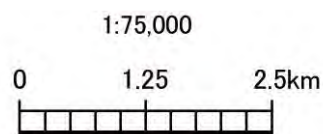


凡 例	
	事業実施区域
	影響範囲（猛禽類及び生態系）
	区 界
	地 域 の み ど り 地 区
①	常盤1条1丁目4-7地区
②	真駒内332-9地区
③	南沢1条1丁目1824-92地区
④	西岡2条12丁目388-36地区
⑤	真駒内199-1地区
⑥	真駒内柏丘4丁目461-1地区
⑦	西岡508-1地区

注：图中番号は、本文中の表3-3-2-43に対応している。

図3-3-2-12 地域のみどり位置図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（札幌、石山）を縮小して使用したものである



(サ) 駒岡地区の歴史

a 開拓の歴史

駒岡地区の沿革を、表 3-3-2-44 に示す<sup>60) 114) 115) 116)</sup>。

駒岡地区の開拓は、戦後（太平洋戦争終戦後）から進められた。米軍接收地となっていた元真駒内種畜場の解放許可を得て、昭和 22 年（1947 年）に東京からの疎開者や満州からの引揚者からなる真駒内第 1 開拓団（32 戸）が駒岡に入植した。入植者は、精進川のほとりに拠点を構え、自給自足により開墾を行った。<sup>114) 115)</sup>。

昭和 24 年には、真駒内の「駒」と西岡の「岡」の 2 文字をとって「駒岡」に地名を改称した。当時、駒岡地区は豊平町の一部であったが、昭和 36 年（1961 年）の豊平町と札幌市との合併に伴い、札幌市南区真駒内（番地）となった。

また、昭和 24 年（1949 年）から駒岡小学校の開校、自家水力発電所を建設するなどの開拓事業が行われ、昭和 39 年（1964 年）には真駒内駒岡団地が造成された。電気や上下水道の整備、地区計画を経て現在に至っている。

なお、現駒岡清掃工場の 1 階ロビーには、写真 3-3-2-1 に示す駒岡小学校の生徒から寄贈された「この地域の過去・現在・未来」という題の壁画が飾られている。



写真 3-3-2-1 駒岡清掃工場壁画

この壁画は、本清掃工場の完成を祝って、札幌市立駒岡小学校の児童が描いた作品です

60) 札幌市立駒岡小学校「駒岡の大地 森のしずく 札幌市立駒岡小学校開校 50 周年記念誌」（1999 年）  
114) 札幌市南区役所「南区のあゆみ」（昭和 57 年 4 月）  
115) 駒岡団地町内会「駒岡周辺 世紀を越えて」（平成 14 年 3 月）  
116) 唐木田真「三反百姓小俵の足跡」（昭和 51 年 9 月）

表 3-3-2-44 駒岡地区の沿革 <sup>63)</sup> <sup>114)</sup> <sup>115)</sup> <sup>116)</sup>

年号	駒岡地区	真駒内駒岡団地
昭和22年	1947年	入植開始
昭和24年	1949年	地名を「駒岡」に改称
		現在の自衛隊演習地のある場所に駒岡小学校が開拓モデル校として開校
		自家水力発電所を建設
昭和29年	1954年	駒岡小学校を現在の精進川のほとりに移転
昭和34年	1959年	北海道電力による送電開始
昭和36年	1961年	豊平町が札幌市に合併 駒岡は、札幌市南区となる
昭和39年	1964年	造成開始
昭和40年	1965年	17世帯が入居開始 北海道電力による送電開始
昭和42年	1967年	駒岡団地町内会の前身である駒岡団地自治会が発足
昭和44年	1969年	駒岡団地再造成開始
昭和46年	1971年	駒岡会館(のちの駒岡地区開拓記念会館)を新築
		真駒内駒岡町内会発足
昭和47年	1972年	駒岡団地自治会を駒岡団地町内会に改称
昭和52年	1977年	駒岡小学校が特認学校に決定
昭和60年	1985年	駒岡清掃工場操業開始
昭和61年	1986年	札幌市保養センター駒岡オープン
昭和62年	1987年	駒岡地区会館新築落成
昭和63年	1988年	札幌市上水道が給水
平成10年	1998年	駒岡資源選別センター操業開始 都市計画真駒内駒岡団地地区計画の決定 下水道工事完了

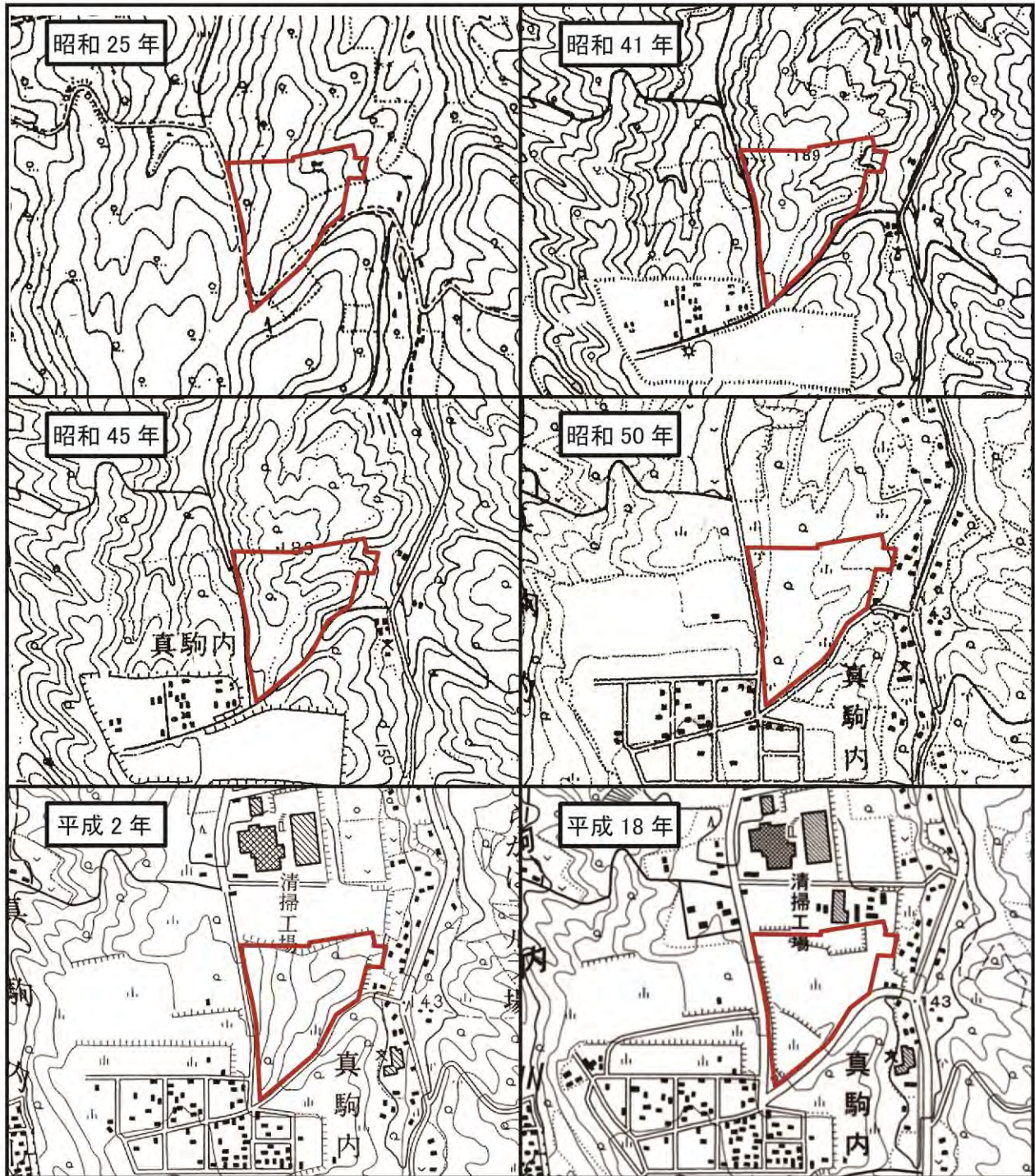
63) 札幌市立駒岡小学校「駒岡の大地 森のしずく 札幌市立駒岡小学校開校 50 周年記念誌」(1999 年)  
114) 札幌市南区役所「南区のあゆみ」(昭和 57 年 4 月)  
115) 駒岡団地町内会「駒岡団地周辺 世紀を越えて」(平成 14 年 3 月)  
116) 唐木田真「三反百姓小俵の足跡」(昭和 51 年 9 月)

b 土地利用の変遷

事業実施区域及びその周辺の土地利用の変遷については、「2.5 万分の 1 地形図(石山)」(国土地理院)をもとに、以下に記載する。

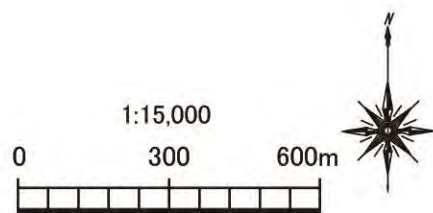
- ・駒岡地区の開拓は昭和 22 年から始まった。
- ・駒岡開拓後の昭和 25 年、昭和 41 年、昭和 45 年、昭和 50 年、平成 2 年、平成 18 年の地形図の変遷は図 3-3-2-13 のとおりで、平成 2 年から平成 18 年の間に事業実施区域及び西側の広葉樹林が荒地となっている。
- ・昭和 41 年から真駒内駒岡団地が造成され、人家が立地してきた。





凡 例	
	事業実施区域
	畑
	広葉樹林
	針葉樹林
	荒地

図 3-3-2-13  
 事業実施区域周辺の土地利用の変遷



出典：国土地理院「2.5万分の1地形図(石山)」

オ 資源等の保護・保存に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

(ア) 文化財保護法に基づき指定された名勝又は天然記念物

a 指定文化財

事業実施区域の周辺には、文化財保護法に基づく指定文化財は存在していない<sup>21)</sup> 117)。

b 埋蔵文化財

事業実施区域の周辺には、表 3-3-2-45 及び図 3-3-2-14 に示す駒岡小学校の南側に埋蔵文化財包蔵地が 1 箇所存在する<sup>118)</sup>。

表 3-3-2-45 事業実施区域の周辺における埋蔵文化財<sup>118)</sup>

図中 番号	遺跡の名称	遺跡の時代	遺跡の種別	所在地
①	M79遺跡	縄文・擦文	遺物包含地	札幌市南区真駒内

注：図中番号は、図3-3-2-14に対応している。

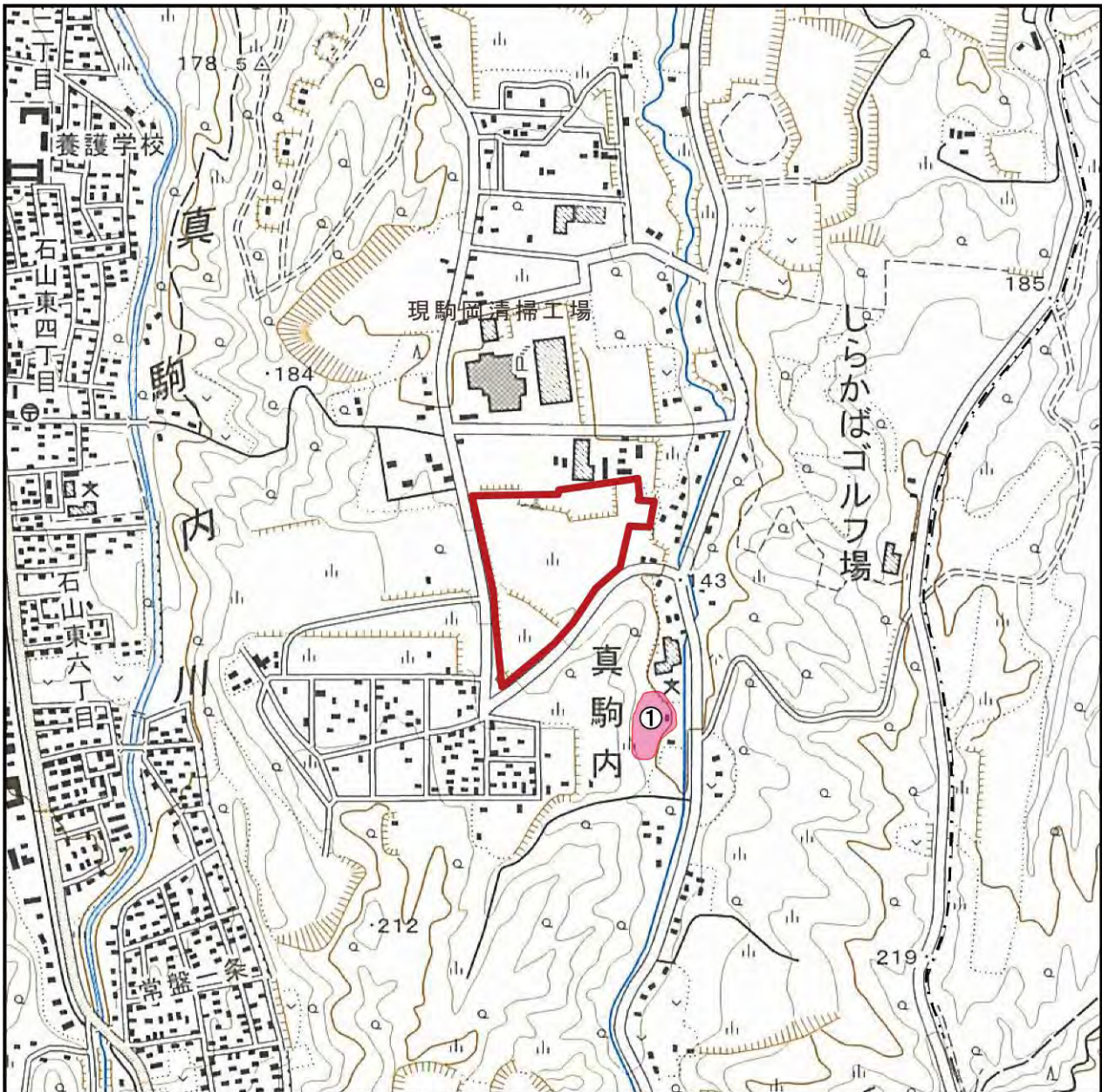
(イ) 都市計画法に基づき指定された風致地区の区域

事業実施区域の周辺に、都市計画法に基づく風致地区はない<sup>20)</sup>。

21) 札幌市環境局環境都市推進部「平成 26 年度 札幌市環境白書」(平成 27 年 1 月)

117) 札幌市観光文化局「札幌の文化財」(平成 23 年 2 月)

118) 札幌市埋蔵文化財センター「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」(平成 26 年 1 月)

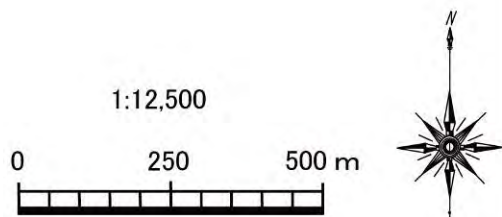


凡 例	
	事業実施区域
	区 界
	周知の埋蔵文化財包蔵地
①	M 7 9 遺 跡

注：图中番号は、本文中の表 3-3-2-45 に対応している。

図 3-3-2-14 埋蔵文化財の位置

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



カ 一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域

(ア) 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施区域の周辺には、砂防法に基づく砂防指定地はない<sup>119)</sup>。

(イ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施区域の周辺には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域はない<sup>119)</sup>。

(ウ) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施区域の周辺には、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域はない<sup>119)</sup>。

(エ) その他関係法令等に基づく区域等の指定状況

a 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

事業実施区域の周辺における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定状況を、表 3-3-2-46 及び図 3-3-2-15 に示す。

土砂災害特別警戒区域 7 箇所、土砂災害警戒区域 1 箇所が指定されている<sup>120)</sup>。

表 3-3-2-46 事業実施区域の周辺における

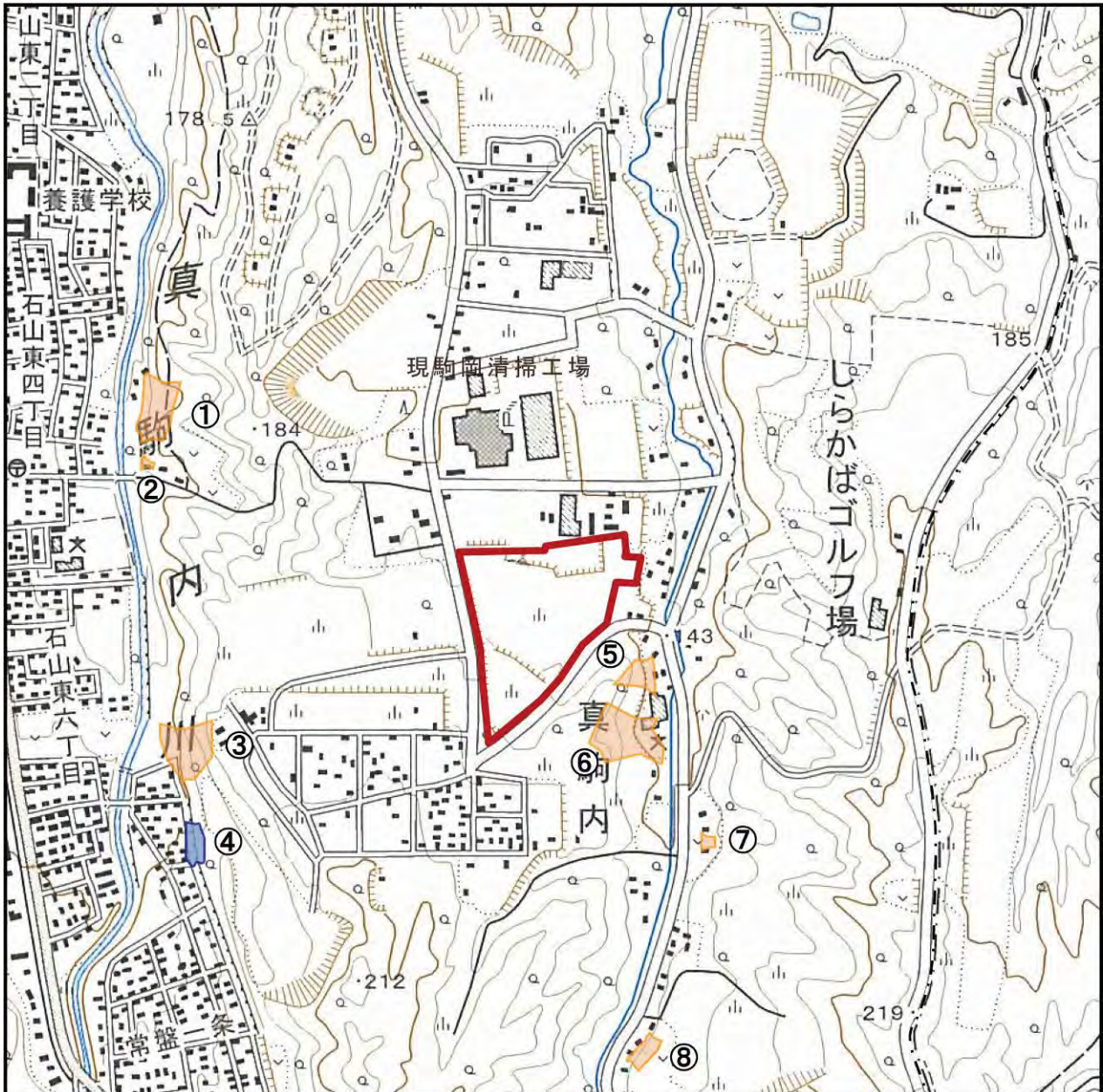
土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域<sup>120)</sup>

図中 番号	区域の名称	区域番号	種別	現象名
①	札幌真駒内 5	II-0-153-153	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
②	札幌真駒内 6	II-0-154-154	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
③	札幌真駒内 7	II-0-155-155	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
④	札幌真駒内 8	II-0-565-2346	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊
⑤	札幌真駒内 9	II-0-156-156	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
⑥	札幌真駒内 10	I-0-232-232	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
⑦	札幌真駒内 11	II-0-157-157	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
⑧	札幌真駒内 12	II-0-158-158	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊

注：図中番号は、図 3-3-2-15 に対応している。

119) 空知総合振興局札幌建設管理部「札幌建設管理部の状況」

120) 北海道建設部「北海道土砂災害警戒システム 土砂災害警戒区域等指定状況」(平成 26 年 9 月)



凡 例			
	事業実施区域		
	区 界		
	土砂災害特別警戒区域		
	土砂災害警戒区域		
①	札幌真駒内 5	⑤	札幌真駒内 9
②	札幌真駒内 6	⑥	札幌真駒内 10
③	札幌真駒内 7	⑦	札幌真駒内 11
④	札幌真駒内 8	⑧	札幌真駒内 12

注：图中番号は、本文中の表 3-3-2-46 に対応している。

図 3-3-2-15

土砂災害特別警戒区域及び  
土砂災害警戒区域位置図

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである

1:12,500

0 250 500 m



b 札幌市地域防災計画【土砂災害対策】に基づく土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所

事業実施区域の周辺における「札幌市地域防災計画【土砂災害対策】」に基づく土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所の指定状況を、表 3-3-2-47 及び図 3-3-2-16 に示す。

土石流危険渓流 1 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 4 箇所が指定されている<sup>121)</sup> <sup>122)</sup>。

なお、表中の札幌真駒内 7～12 については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域」に指定されたため、先の図 3-3-2-15 に記載した。

表 3-3-2-47 事業実施区域の周辺における土石流危険渓流  
 及び急傾斜地崩壊危険箇所<sup>121)</sup>

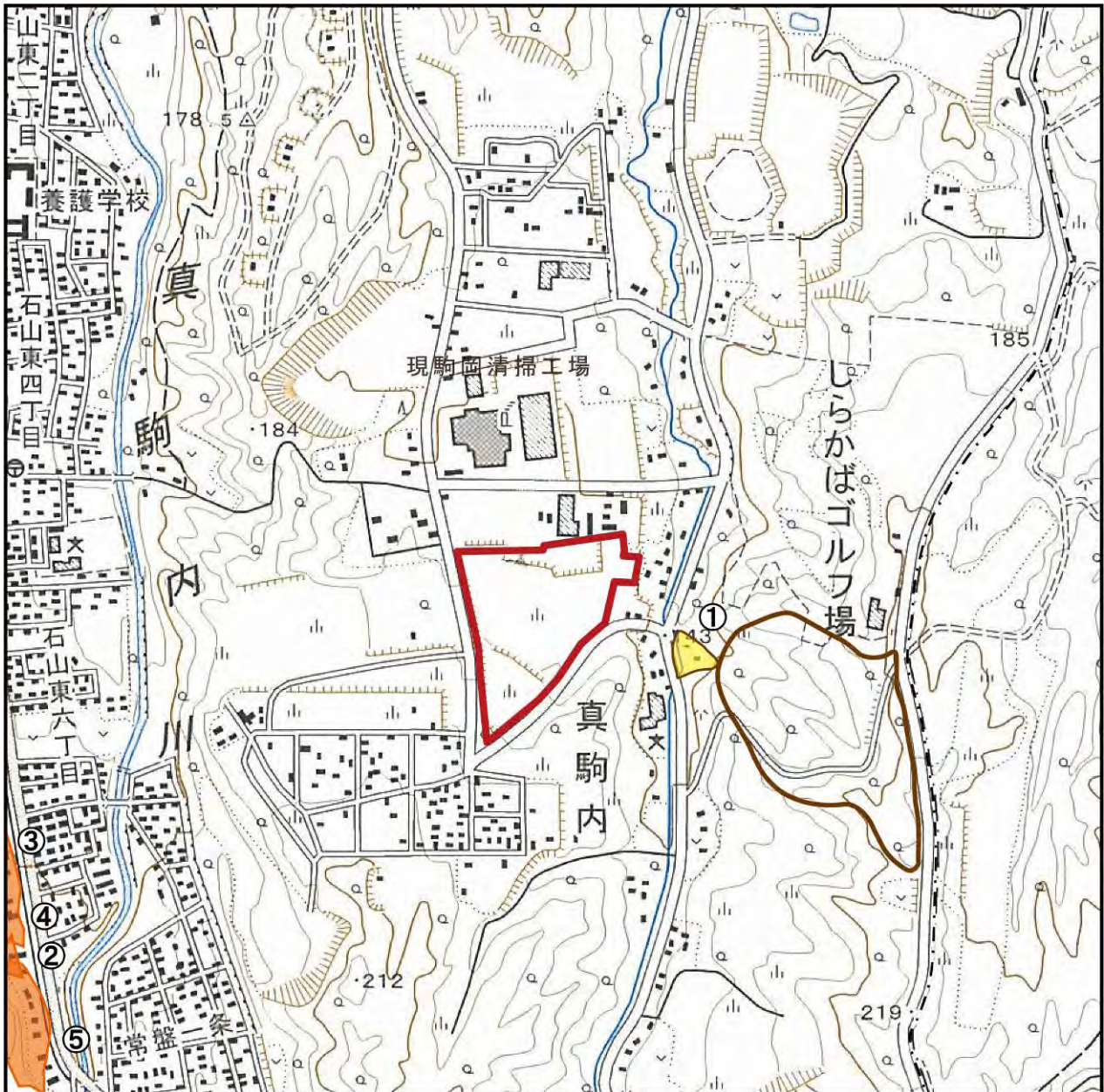
図中 番号	渓流名又は区域の名称	渓流番号 区域番号	種別
①	精進川 4 の沢川	II 01-160	土石流危険渓流
②	札幌石山東 7 丁目	I-0-H17-010	急傾斜地崩壊危険箇所
③	札幌石山 12	I-0-223-223	急傾斜地崩壊危険箇所
④	札幌石山 13	I-0-224-224	急傾斜地崩壊危険箇所
⑤	札幌石山 14	I-0-225-225	急傾斜地崩壊危険箇所
※	札幌真駒内 7	II-0-155-155	土砂災害特別警戒区域
	札幌真駒内 8	II-0-565-2346	土砂災害警戒区域
	札幌真駒内 9	II-0-156-156	土砂災害特別警戒区域
	札幌真駒内 10	I-0-232-232	土砂災害特別警戒区域
	札幌真駒内 11	II-0-157-157	土砂災害特別警戒区域
	札幌真駒内 12	II-0-158-158	土砂災害特別警戒区域

注：図中番号は、図 3-3-2-16 に対応している。

※については、平成 26 年 9 月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域」に指定されたため、先の図 3-3-2-15 に記載した。

121) 札幌市危機管理対策室「南区芸術の森地区町内会連合会 真駒内駒岡町内会 土砂災害危険箇所図(1/2,2/2)」

122) 札幌市防災会議「札幌市地域防災計画【土砂災害対策】」（平成 26 年 3 月修正）

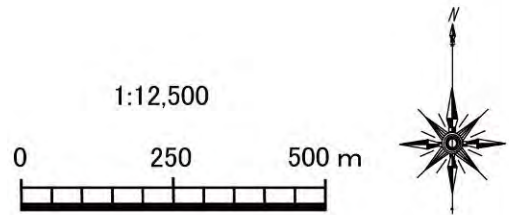


凡 例	
	事業実施区域
	区界
	土石流危険溪流
	急傾斜地崩壊危険箇所
①	精進川4の沢川
②	札幌石山東7丁目
③	札幌石山12
④	札幌石山13
⑤	札幌石山14

注：図中番号は、本文中の表 3-3-2-47 に対応している。

図 3-3-2-16  
 土石流危険溪流及び  
 急傾斜地崩壊危険箇所

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：札幌市危機管理対策室  
 「南区芸術の森地区町内会連合会 真駒内駒岡町内会 土砂災害危険箇所図(1/2.2/2)

### (3) 国及び札幌市の環境保全に関する施策に係る項目

#### ア 札幌市環境基本計画

札幌市は、平成7年12月に「札幌市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき平成10年7月に「札幌市環境基本計画」<sup>123)</sup>を策定している。

この「札幌市環境基本計画」は、環境基本条例の基本理念を実現するための環境保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、札幌市の環境政策の基本となるもので、市民・企業・行政がこれらに取組む上での基本の方針を示すものである。

また、すべての行政分野において、計画・施策・事業等を立案・実施するにあたっては、環境保全・創造の配慮の徹底に努め、環境への負荷を低減するため、「札幌市環境基本計画」の主旨を尊重するとともに、環境基本計画と整合を図っている。

なお、平成20年6月には、市民一人一人がこれまで以上に地球環境保全に取り組んでいく決意をし、世界に誇れる環境都市を目指すため、「さっぽろ地球環境憲章」及び「地球を守るためのプロジェクト・札幌行動～市民行動編」を掲げた「環境首都・札幌」宣言を策定している。

#### イ 生物多様性さっぽろビジョン

平成20年に制定された生物多様性基本法において、地方公共団体の責務として、生物多様性保全に関する施策を策定し実施すること、努力義務として地域戦略を策定することが規定されている。

札幌市は、地域戦略として、平成25年3月に「生物多様性さっぽろビジョン」<sup>124)</sup>を策定している。

なお、本ビジョンは第10回生物多様性条約締約国会議で採択された「愛知目標」の目標期間である2050年を目標年次とする長期的指針として策定し、2020年頃を目途に、ビジョンの進捗状況や社会情勢などを勘案して、ビジョンを見直す計画である。

#### ウ 札幌市水環境計画

札幌市は、良好な水環境を保全・創出するための基本方針と目標を示した「札幌市水環境計画」<sup>125)</sup>を平成15年10月に策定し、良好な水環境を市民の共有の財産として将来の世代へ継承するために、市民・事業者・行政の協働による取組みを一体的・総合的に推進している。

なお、この計画は、「札幌市環境基本計画」の目指すべき都市像を具体化するものであり、長期的な観点に立って実現が望まれる水環境保全に係る基本的な方針を示すとともに、目標を達成するための施策を示す実行計画としての意味を有している。

123) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市環境基本計画」(平成17年3月)

124) 札幌市環境局環境都市推進部「生物多様性さっぽろビジョン」(平成25年3月)

125) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市水環境計画」(平成15年10月)



#### エ 札幌市温暖化対策推進計画

札幌市は、「環境基本計画」（平成10年7月）に基づく個別計画として、平成13年5月に「札幌市温暖化対策推進計画」<sup>126)</sup>を策定し、地球温暖化対策の取組みを進めてきた。

その後、より実効性のある地球温暖化対策を進めるための道筋を探り、その方向性を示すことを主な目的として、平成19年3月に「札幌市温暖化対策推進計画（改定版）」<sup>127)</sup>を策定している。

さらに、平成23年10月には、市民、事業者、札幌市の全ての主体が一体となり、率先して地球温暖化対策に取り組むため、「札幌市温暖化対策推進ビジョン」<sup>128)</sup>を策定している。

平成27年3月には「札幌市温暖化対策推進ビジョン」に基づき、「札幌市温暖化対策推進計画」<sup>129)</sup>の改定版を策定した。

#### オ 札幌市まちづくり戦略ビジョン

札幌市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴い大きく変化することが見込まれており、市民の暮らしや地域経済などに様々な影響を与えることが予測されている。

札幌市は、このことにより想定される様々な社会課題や地域課題に挑戦していくために、平成25年6月に「札幌市まちづくり戦略ビジョン<ビジョン編>（平成25年度～34年度）」<sup>130)</sup>を策定している。

また、平成25年10月には、このビジョンに掲げる目標の実現に向けて、主に行政が優先的・集中的に取り組む戦略を示した「札幌市まちづくり戦略ビジョン<戦略編>（平成25年度～34年度）」<sup>131)</sup>を策定している。

戦略の重点テーマの1つである「低炭素社会・エネルギー転換」を実現するために、循環型社会の構築を目指しており、廃棄物の減量や廃棄物発電・熱利用などによる高効率なエネルギー回収を総合的に推進する。

126) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市温暖化対策推進計画」（平成13年5月）

127) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市温暖化対策推進計画（改定版）」（平成19年3月）

128) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市温暖化対策推進ビジョン」（平成23年10月）

129) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市温暖化対策推進計画」（平成27年3月）

130) 札幌市市長政策室政策企画部「札幌市まちづくり戦略ビジョン<ビジョン編>（平成25年度～34年度）」（平成25年6月）

131) 札幌市市長政策室政策企画部「札幌市まちづくり戦略ビジョン<戦略編>（平成25年度～34年度）」（平成25年10月）

#### カ 札幌市一般廃棄物処理基本計画（スリムシティさっぽろ）

札幌市は、平成12年3月に平成26年度までの15年間の計画期間とする「一般廃棄物処理基本計画 さっぽろごみプラン21」<sup>132)</sup>を策定している。

この計画に基づき、さまざまな取組みを進めてきたが、更なるごみ減量・リサイクルの推進に向けた施策の充実が求められているなど、計画の見直しが必要となった。

そこで、平成20年3月に、ごみの減量や処理に伴う環境負荷の軽減を目的とし、平成29年度までの10年間の計画期間とする札幌市一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」<sup>1)</sup>を策定した。この計画に基づき、平成21年7月から、家庭ごみの有料化や、新たな分別区分「雑がみ」、「枝・葉・草」の導入を含む「新ごみルール」を開始するなど、さまざまな施策を実施したことにより、ごみ量は大幅に減少し、老朽化していた篠路清掃工場を廃止した。

平成26年3月には、更なるごみ減量・リサイクルを推進する「スリムシティさっぽろ計画（改定版）」<sup>2)</sup>を策定し、平成29年度における1人1日当たりの廃棄ごみ量を、政令市トップとなる380グラムにするなど、高い目標値を設定した。

また、重点施策の一つである「環境低負荷型ごみ収集・処理体制の確立」では、発生する焼却ごみを効率的に収集し、確実に処理していくためには、現在の3工場体制による処理が最も効率的と考えられることから、それぞれの工場における適切な処理能力やエネルギーの有効利用を含めた長期的な清掃工場の建設・運用計画の検討を進め、現行工場の更新を計画的に行っていくこととしている。

清掃工場はごみを焼却するほか、エネルギー供給施設としての機能も担う施設であることから、駒岡清掃工場の更新にあたっては、ごみ焼却エネルギーをより効率的に回収するシステムを導入し、廃棄物発電や熱利用を推進するとともに、既存の熱供給ネットワークを生かした効率的・安定的なエネルギー利用の推進を図ることとしている。

1) 札幌市環境局環境事業部「札幌市一般廃棄物処理基本計画スリムシティさっぽろ計画」  
(平成20年3月)

2) 札幌市環境局環境事業部「札幌市一般廃棄物処理基本計画スリムシティさっぽろ計画（改定版）」  
(平成26年3月改定)

132) 札幌市環境局環境事業部「札幌市一般廃棄物処理基本計画さっぽろごみプラン21」(平成12年3月)

#### (4) その他

##### ア 事業実施区域周辺における関連開発計画等

###### (ア) 札幌市みどりの基本計画

札幌市は、平成11年6月に「札幌市緑の基本計画」<sup>133)</sup>を、また、平成23年3月には改定版である「札幌市みどりの基本計画」<sup>113)</sup>を策定した。

この計画は、市域の緑化の総合的な指針となるものとして、計画の柱のひとつに、「街をとりまくみどりの保全・活用とネットワークづくり」を示している。また、「環状グリーンベルト構想の推進」や「地球環境や生物多様性に配慮したみどりの保全と創出」の推進についても計画に位置づけている。

###### (イ) 環状グリーンベルト構想

環状グリーンベルト構想<sup>113)</sup>とは、札幌市の自然環境を生かしながら、市街地を緑の帯で包み込もうとする構想である。

113) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市みどりの基本計画」(平成23年3月)

133) 札幌市環境局環境みどりの推進部「札幌市緑の基本計画」(平成11年6月)

## イ 都市計画法に定める都市施設

ごみ焼却場は、都市計画法第11条に定める都市施設<sup>※134)</sup>である。

札幌市は、平成25年に、本市の最上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定した。この戦略ビジョンにおける都市づくりに関する事項を踏まえつつ、今日的な社会ニーズに対応した都市づくりの取組を推進していくため、平成28年3月に「第2次札幌市都市計画マスタープラン」<sup>135)</sup>を策定し、廃棄物処理施設に関して、次の方向性を定めた。

- ・ リユースルートの拡充等による廃棄物の発生・排出抑制や清掃工場から排出される焼却灰のリサイクル等を推進すること。
- ・ 廃棄物処理施設における設備の更新・整備を計画的に実施し、施設の長寿命化に取り組むとともに、社会情勢を踏まえた施設の計画的な更新・整備をしていくこと。
- ・ ごみ焼却時の発電・熱利用や廃棄物の燃料化など、廃棄物をエネルギーとして有効活用する取組を推進すること。

また、国土交通省においては、全国的に共通して緊急性が高い3つの政策課題(A：中心市街地の機能回復、B：産業構造の変化への対応、C：環境負荷の小さな都市の構築)に対する「政策課題対応型都市計画運用指針」<sup>136)</sup>を策定しており、ごみ焼却場を含む廃棄物処理施設については、「C：環境負荷の小さな都市の構築」の中に示している。

その中で、都市活動に伴い発生する廃棄物については、発生の抑制に努め、極力域外に移動させずに発生源に近い場所で処理すること、また、廃棄物処理施設(リサイクル施設含む)は処理区域の広がり、人口の分布、設置する施設の特性、廃棄物等の輸送の効率性、周辺環境の保全等を総合的に勘案し、なるべく集約して配置することとしている。

新駒岡清掃工場は、これら「第2次札幌市都市計画マスタープラン」及び「政策課題対応型都市計画運用指針」に基づき、環境に配慮した都市施設として整備する計画である。

134) 国土交通省「第7版 都市計画運用指針」(平成26年8月)

135) 札幌市まちづくり政策局都市計画部「第2次札幌市都市計画マスタープラン」(平成28年3月)

136) 国土交通省「政策課題対応型都市計画運用指針」

---

※ 都市施設

都市計画に定めることができる都市に必要な施設のことである。